

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成23年 6 月 14 日（火曜日）午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（24名）

1 番	大 野 則 男 君	2 番	島 田 浩 君
3 番	吉 川 三津子 君	4 番	大 島 一 郎 君
5 番	下 村 一 郎 君	6 番	永 井 千 年 君
7 番	石 崎 たか子 君	8 番	竹 村 仁 司 君
9 番	鷲 野 聰 明 君	10番	堀 田 清 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	岩 間 泰 彦 君
13番	真 野 和 久 君	14番	加 藤 敏 彦 君
15番	日 永 貴 章 君	16番	榎 本 雅 夫 君
17番	加 賀 博 君	18番	大 島 功 君
19番	大 宮 吉 満 君	20番	八 木 一 君
21番	山 岡 幹 雄 君	22番	前 田 芙美子 君
23番	近 藤 健 一 君	24番	中 村 文 子 君

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	水 谷 洋 治 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜久男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 善 巳 君	教 育 部 長	水 谷 勇 君
市 民 生 活 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	大 島 静 雄 君
消 防 長	横 井 勤 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 秀 三	議 事 課 長	伊 藤 浩 幹
書 記	山 田 宗 一		

---

午前10時00分 開議

○議長（大宮吉満君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大宮吉満君）

一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして、順次許可することにいたします。

通告順位10番の21番・山岡幹雄議員の質問を許します。

○21番（山岡幹雄君）

改めましておはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

大項目について三つ質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

まず一つ目といたしまして、平成19年第1回臨時会において、圏領道路について取り組みが確認されました。そこで、今までの進捗状況についてお尋ねします。

内容については、全部で圏領道路が何本あり、地元説明会、用地測量等の状況をお聞かせください。

二つ目としまして、市職員の状況について質問いたします。職員数については、合併以前と合併後においてどのように取り組み、どのように改善したか。また、合併後、臨時職員の数が大変多いと聞いています。正職員が減っても、人件費で削減できなければ何の意味もないと考えますが、臨時職員の数と、多くなった理由、そしてどのように臨時職員を採用しているのか、採用基準とともにお尋ねいたします。消防署、保育園を含みますので、よろしく願いします。

そして、職員の給与について、国において先月5月24日火曜日の新聞に記載されましたが、国家公務員の給与削減で、労使交渉で政府と連合系の公務員労働組合は月給を役職に応じて10%から5%、ボーナスで一律10%それぞれカットすることで合意したと書いてありました。公務員給与について、国家公務員において、減額の方で協議されていますが、愛西市の職員においてはラスパイレス指数も低く、市はどのように対応するのかお聞かせください。

最後になりますが、3月11日、東日本大震災がありました。そのときの愛西市の対応、どのように行われたのか。津波警報が発令され、そのときの対応をどのようにされたのか。また、今後予想される東海、東南海地震のときの対策本部の設置をどのように職員に周知しているのか。またその災害のときに被災者の確認はどのように愛西市は確認をするのかお聞かせください。

以上で総括質問を終わります。自席にて答弁をお伺いしますので、よろしく願いいたします。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

それでは、山岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

圏領道路の進捗状況はということでございまして、まず愛西市全体で圏領道路が何本あるかということでございますが、平成22年度末現在で市道認定道路では146路線、市道未認定道路につきましては69路線ございます。隅切り関係では、市道認定道路が23路線で41カ所、市道未認定道路につきましては7路線で9カ所となっております。

それから、地元説明会の関係でございまして、今まで7町内で16回の説明会を開催させていただいております。また、用地測量の状況につきましては、大野山町と北河田町の2町内で用地測量を実施しておりまして、市道認定道路では8路線、未認定道路が6路線で計14路線の用地測量を完了しております。よろしく願いいたします。

**○総務部長（石原 光君）**

それでは、愛西市の職員の状況、合併後の状況についての変化と申しますか、それについての御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず職員数の関係で合併前後の比較と、どのように取り組んだのかという御質問でございますけれども、職員数につきましては合併前旧4町村、それぞれが職員の定員適正化のもとに職員数を定めておいたというのは議員も御承知だというふうに思っております。そして当然ながら、平成17年度合併以降につきましては、平成17年度、18年度、これは新規職員は一切採用しておりません。そういった雇用をせずに職員数の抑制を図ってきたというのも一つの経緯であります。そして、さらにこれも御承知のように平成19年3月には愛西市行政改革第1期推進計画集中改革プランを策定いたしまして、現在は平成22年3月に第2期推進計画を制定し、その中には一応職員の定員管理、削減と申しますか、そういった数値的な目標も掲げておりまして、その目標に向けて取り組んでいるというのが現状でございます。

そして、消防・保育園、そういった専門職につきましても基本的には退職数を補充するというような形で定数を固定し、現状は取り組んでいるというのが愛西市の今の取り組みでございます。

それから、次に合併後の臨時職員の関係で、その数、増加、採用基準についての御質問でございますけれども、臨時職員につきましては、いわゆる平成17年度、これは142人でありました。平成18年度には保育士、児童厚生員が増加したことによりまして166人に増加をしております。そして現在は160人と。平成18年度以降は多少の増減はございますが、ほぼ横ばいの状態というふうにとらえております。確かに臨時職員はふえております。これはほぼ一般職というところの方でお願いをしたいと思っておりますけれども、この要因と申しますのは、いわゆる一般事務職につきましては育児休業、あるいは病気休暇の取得によって、それぞれがその課に従事する職員が減った場合に臨時職員を雇用するというような一つの考え方で雇用してまいりました。それが主な一つの要因になっているのではないかなあというふうにとらえております。

そしてまた臨時職員の採用の基準につきましては、これは平成21年7月からでございますけれども、臨時職員の登録制度を開始いたしました。その登録をしていただいた中から、いわゆるその雇用所得が登録者の経歴をもとに、あるいはその御本人さんの就労可能時間等の勤務条件等を一応参考にしながら雇用の決定をしているというのが現状の扱いであります。いずれにしても登録というものを一つの基準として今採用しているのが現状であります。

それから東日本大震災の関係で国家公務員の給料が削減された報道があったと。それで、市の対応はどう考えているかという御質問でございますけれども、確かにそういった報道があったのは承知しておりますけれども、私も愛西市といたしましては、現時点において国家公務員の例に倣い、職員の給与を削減するという考え方は現在持ち合わせておりません。

それから次に、震災の関係で御質問を3点ほどいただいておりますので、順次お答えをさせていただきますと思います。まず平成23年3月11日に愛西市に津波警報が発令された。これは議員各位御承知のように、当日は本会議の真っ最中という状況でありました。それで、当然愛西市に津波警報が発令をされまして、それ以降の経緯を簡単に御説明申し上げます。当然発令がされた後の市の対応としましては、まず午後2時46分、愛西市で震度4が観測をいたしました。これは平日、平常勤務ということもありまして、職員それぞれ勤務をしておりました。ですけれども、一応震度4という観測もしておりますので、災害対策の非常配備、第1次配備をとっております。そして午後3時30分の時点では、伊勢・三河湾の津波警報が発表されたわけでありまして、この時点で津波災害対策の第2次配備という配備体制をとっております。それで前後いたしましたけれども、震度4が観測された時点で立田・佐織地区へ同報無線での地震情報を放送しておりますし、また先ほど申し上げました津波が発表された時点で立田福原地区へ広報車及び同報無線により周知を図っております。これはなぜかと申しますと、昨日の一般質問でもございましたように、愛西市内で津波の一つの緊急指定地域、これは福原新田地区が1ヵ所指定されておりますので、そういった関係もありましたので、即、周知を図ったという経緯でございます。そして、速報という津波到達予測時間が4時30分という発表がありました。それで、午後4時の時点で消防本部・立田総合支所による木曾川への巡回をしております。そして、さらに午後5時15分、ちょうど勤務が終了する時点で、今度は安全対策課と消防本部による巡視に即その時点で切りかえております。そして午後8時、1度巡視をしておりますけれども、この時点では異常がありませんでした。そして午後10時、これがちょうど満潮時に重なるということで、これも一応木曾川の巡視をいたしましたけれども、この時点でも異常はなかったという報告でありました。そして午後11時、これは津波到達予測時間から6時間30分経過しておるという現状、そしてそれまでの間の巡視等を踏まえまして異常がなかったという状況の中で、一応安全対策課が詰めておりましたけれども、その時点で市の方は解散をいたしております。そして、消防署の方へ今度はその巡視依頼をお願いして、その後の経過というような形で当日についてはそういった対応をしております。

そして2点目の災害対策本部を立ち上げた場合に、職員にどういった形で周知をしておるかというお話でございますけれども、これは当然地震だけではございません。台風、あるいは地

震もそうでありますけれども、特に私どもは以前から申し上げておりますように、職員の方には職員災害時ポケットマニュアルというものを既に1冊ずつ配付をしております。当然それが手元に置いて瞬時に見られるようにということで一応配付をしております。そしてもう一つは、そういう災害が発生した場合に、非常配備、いわゆる参集メールというものを一応職員の携帯電話の方で登録をしております。即時にそういう参集メールが入るような体制をとっております。したがって、第1次、第2次の非常配備、当然それは各部署で、例えば総務部で言えば、今度の非常配備は第1次非常配備は第4班ですと、そういう次の順番は決めておりますので、必然的にそういうメールが入れば自動的に職員は非常配備につくと。それで、当然その災害対策本部が設置されれば、当然それ以上の災害が想定されるということで一応3次ですか、そういった非常配備に必然的になってきますので、ですから必然的に災害対策本部が設置されるという職員は認識は持っているというふうに私どもは理解をしております。

それから3点目の緊急避難時に確認の方法について御質問いただきましたけれども、これは議員すみません、被災者の確認という形ではよろしいですか。

当然そのときの被災者の確認につきましては、職員が皆さん方が避難されてみえるところには当然職員を配置しておりますので確認はできると思っておりますけれども、まず自主防災会、それから近隣の方々、家族の方々に安全を確認していただく。これがまず一つの共助、自助、互助、そういった中でお願いをする形になるのではないかなと。その後、職員が避難所へ参集後にそれぞれのきちとした安否確認をとるというような一つの緊急時でありますので、そういった流れになるのではないかなあというふうに考えております。以上です。

## ○21番（山岡幹雄君）

詳細なる答弁、ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

まず、圏領道路について再質問をさせていただきます。圏領道路はどうしたら解消できるか、相当の数の圏領道路が今あるというふうに聞かせていただきました。何が問題になっているのか、またその進捗状況でこの状況でいつまでかかるか。これが延々と世代がかわられて、その道路が本当に公共道路だと思っておったのが、何かの家を建てたり何かしたときに、あれ道路に道が入っておるということで、相当個々で違いがあると思うんですが、先ほど御回答いただいたいろいろな路線がありますが、いつまでかかる予定で考えてみえるか、お答え願います。

## ○経済建設部長（加藤善巳君）

どうしたら解消できるかということでございますが、まずは町内で、将来に向けて地域として圏領道路をどのように解決していくかという話し合いをしていただくということが重要だというふうに考えております。それが一番ではないかなあというふうに思っております。

そして、問題となっていることについてでございますが、1路線のすべての土地所有者の方より同意をいただくということで、これでもって解消を進めていくということで、今現在進めているわけでございますが、不在地主、それから共有持ち分等の方の理解をいただくことが非常に難しいことや、今まで町内から多少でも圏領費をいただいていた箇所もあるということ

聞いておりますが、それを市へ寄附採納することを理解していただけないということが多くの理由ではないかなあというふうに思っております。

また進捗状況で、いつまでかかるかということでございますが、事業当初におきましては10年を目標に解消する予定で進めておるわけでございますが、土地所有者の同意が少ないことや相続や債務処理等で多くの時間がかかっておるといことで、現在いつまでに解消できるかはお答えすることはなかなか難しい状況にあるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○21番（山岡幹雄君）

囲領道路は、愛西市、旧佐織地区が一番多いと思うんですが、私も調査しましたところ、稲沢、甚目寺、美和、尾張地区のところは昔から囲領道路ということで、そのように道路を活用してみえます。ほかに愛西市におきましても分譲を建てられてセットバックした場合、これは囲領道路になるかどうかわかりませんが、民地の道路ということで、そういうような私有地の道路が多数あるというふうにお伺いしています。

そのような関係で、この囲領道路について、地域にとってこの囲領道路解消の最大のメリットは何であると思われるかお尋ねします。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

解消のメリットということでございますが、将来、世代がかわっていきますと、やはり土地のトラブル等も出てくるのではないかなあという中で、道路や民地境界、そして民地同士の境界が確定することによりまして、登記簿面積が確定するというところでございます。これが最大のメリットではないかなあというふうに考えております。以上でございます。

#### ○21番（山岡幹雄君）

最大のメリットということで自分の土地が的確にわかるということでございます。

それで、そのようなことを答弁した内容を地域の方々から説明を求められた場合、説明会を開いて、説明職員が説明をしていただくのが可能かどうかお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

当然、要望があれば説明に出かけることはやぶさかではございませんので、要望をしていただければ、日程調整をして説明に出かけさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ○21番（山岡幹雄君）

私の地区、佐織地区ですが、ほとんどの町内が今こういう問題にかかわっておりますので、本当に職員の皆さんにわかりやすい説明をしていただく、地域としても取り組んでいただくことは可能と考えますが、職員の方にも積極的に取り組んでいただくことをお願いします。

また、この啓発につきましては、平成19年度の総代会に文書で出ております。それ以後、この囲領道路についての調査がされておられません。今後とも総代会の折にそういう囲領道路についての調査・啓発等もしていただいて、これはお願いでございますが、この件について終わらせていただきます。

次に、先ほど新聞報道の関係で給料カットのことで職員の暮らしに、給料については職員の暮らしに直結する問題です。その回答が愛西市は考えられないということでございますが、新

聞報道、この報道には2013年まで行われるということでございますので、再度市長に確認ですが、今後この減額の方は考えられていないか、再度答弁をお願いします。

**○市長（八木忠男君）**

おはようございます。

山岡議員の質問にお答えをいたします。

担当が申しあげましたように、国の総務省の考え方も示されておりまして、地方にはということでもあります。そして国の動向を見ながら今後は当然考えていかねばいかんということをおもっておりますし、先ほどラスパイレスのお話もありました。このラスパイレスの暫時的な見直しもしてきておりますので、その点はよろしくお願いいたします。

**○21番（山岡幹雄君）**

御答弁ありがとうございました。

次に、臨時職員の数が多い点についてお尋ねします。

今回160人ほど臨時職員の方がお見えになるということですが、臨時職員がわからない状態についてお尋ねします。人件費を削減するためにはどうしたからいいかと、正職員と臨時職員が見た目ではわかりません。女性の方、男性の方もそうですが、名札に書いてあるわけですが、一目で臨時職員かどうかわかりません。だれかがわかるように、名札に、提案でございますが、色づけか何か、これは差別になるかもわかりませんが、そういうことができるかどうかお尋ねいたします。

**○総務部長（石原 光君）**

1点目の人件費を削減するにはどうしたらよいかと。この人件費の削減については合併以降、市の大きな一つの課題だというふうに私自身考えておりますし、当然これは行政改革の課題でもありまして、これは計画的な定員管理の取り組みが削減につながると、これは一般的な考え方ですけれども、やはりそれを地道に取り組んでいくということが必要ではないかなというふうに考えております。当然ながら、これまでに組織・機構の簡素合理化とか、事務事業の見直し、あるいは指定管理者制度の導入、また民間委託の積極的な推進を行ってきておりまして、定員の削減といえますか、それにも一つの効果というものが今後あらわれてくるのではないかなあというような考え方を持っております。

そして、人件費の削減、当然行政改革の課題だというふうに申しあげましたけれども、これは一つの取り組みでありますけれども、今いろんな市としての取り組みの中で平成21年10月から、これも職員の時差出勤というものも規定を設けて、これは一つの時間外勤務の抑制、当然時間外勤務を抑制するということは、人件費の削減につながるというような考え方で今進めておるのが現状であります。

それと臨時職員と正規職員、だれが見てもわかるようにできないかと。一つの御提案というふうに承らせていただきますけれども、当然、御案内のとおり、臨時職員はちょうど名札のところに「臨時職員」というふうにきちっと書いてあります。これはいろんな今議員の方からも、言葉が悪いですけども差別というお話も出ましたけれども、そうではなくて市民の皆さん方

にサービスの向上につながるという前提に立てば、色分けをしなくても、それはそれできちつと対応ができるんじゃないかなあと。ちなみにこの近隣市、尾張8市の状況も聞いてみてはおるんですけれども、色分けをしてみえるところは1市だけでした。ほとんどが私どもと一緒にような形で臨時職員というようなプレートに表示をして取り組んでいるのが一般的なやり方かなあと。御提案は御提案として承っておきますけれども、現状としては、しばらくはそういった形で進めたいなあととは考えております。

#### ○21番（山岡幹雄君）

私は常に各庁舎の方へ伺って本当に新しい臨時職員の方に戸惑うわけでございますので、できれば何らかの形をとっていただくといいかなあとということでお願い申し上げます。

次に臨時職員の数がふえても残業が多くなっては改善とは言えないと思いますが、職員の課別の月50時間以上の残業者が4月、5月に入って一番多かった職員の時間数を教えてください。

#### ○総務部長（石原 光君）

時間数4月、5月でよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

一応一番多かった時間数は月50時間以上の職員がおりました。一番多かったのは61時間という職員もありました。5月につきましては、60時間という実績の数値が出ておりますので、現時点ではそういうような状況でとらえております。

#### ○21番（山岡幹雄君）

お一人が60、61時間やられるということで相当仕事をやられてみえるかなあとと思うんですけど、この部と課が全体で残業をしている場合は除くわけでございますが、人に残業がついて回っているという場合、残業はやりたくてもやるものではないと思いますが、どうして長期やらなければならない状況にあるのか、またその対応をどのように考えておるのか、また市は残業するときにはどのように認めているのか教えてください。

#### ○総務部長（石原 光君）

先ほど議員の方から「人について回る」というような御発言がございましたが、決して私どもそのようなとらえ方はしておりません。たまたまその部署、部署で必然的にどうしてもやらなければならないというケースが出てまいります。特に4月、5月というのは異動の時期でもありましたし、当然かわった職員については、当然それなりの残業時間はある分やむを得んと、ただやむを得ないという前提で、当然やり方については、事前に時間外勤務届を所属長に提出をさせております。その所属長は、時間、勤務内容をきちつと判断した中で、一応時間外勤務という勤務態勢をとらせております。それが一般的といいますか現時点での流れであります。当然、時間外勤務手当の問題については、先ほども冒頭で申し上げましたように、これからの大きな課題だというふうに私どもはとらえておりますし、先ほど申し上げましたように、やはり課の中できちつと今の職員がどういったその業務をやっているのかということを経理職、我々部長もそうですけれども、きちつと把握すべきである問題だというふうに思っていますし、それがきちつと時間外が一応事前に出されても中身をチェックした中で、十分な精査をした中

で対応していくというのが重要であるというふうに考えておりますので、いずれにしましても今現在のそういった時間外勤務の一つの事務手続というのは先ほど申しあげました状況でありますので、今後一層そういったことも十分に注意しながら取り組んでいかなければならないというふうに思っております。以上です。

○21番（山岡幹雄君）

再度その内容について質問をさせていただきます。

愛西市の職務規程の中には、時間外をするときには市長の承認が要るということで書いてございますが、先ほど御答弁で幹部の承認が要るということですが、私がお聞きするところによると、市長訓示という訓示がございます。その内容のところにも記載してございますが、今年度管理職の方が、多くなられた新しい方もお見えになると思いますが、その市長訓示を十分に把握してみえるかどうか、その辺をお聞かせ願います。

○総務部長（石原 光君）

市長訓示ということで、市長さんの10の訓示の中に、今、議員が申されました職員の時間外勤務は管理職が常に把握し、所属長は職員間の協力により時間勤務の適正化を図ることという訓示をいただいております。当然それは我々もそうですけれども、職員が訓示というのは当然手元に持っているというふうに私は理解しておりますので、当然それは職員として承知をしておるといふふうに理解しております。

○21番（山岡幹雄君）

市長訓示で10項目あるという内容でございますが、この10項目の中には、今の消費、電気のことから服装のこと、いろいろ書いてございます。これは本日この席にお見えになる幹部の方々はこれを十分把握して、部下の管理、またその職員の管理は副市長にあるかと思うんですけど、実質これを副市長にお尋ねしますが、この10の項目、職員は周知徹底しておりますか。回答をお願いします。

○副市長（山田信行君）

御指摘いただきました件でございますけれども、実は昨年の秋に課長から係長までの役職別に市長を含めての懇談会、一種の研修の場を持ったわけでございます。そういった中で私からも時間外の関係とか服装またその他一般事務を行っていく上で、もろもろの注意事項、そういったものについては、きちんと説明を差し上げましたので、そういった係長以上の者に研修を行った結果として、職員まで徹底がなされていると、そのように考えております。

○21番（山岡幹雄君）

愛西市も合併しまして7年たっております。4町村の職員がそれぞれ違う愛西市として職務に従事していただくことをお願い申し上げます。

次に三つ目の防災についてお尋ねいたします。

被災された方をどのように確認されてみえるか。これは個人情報観点からいろいろ市の方が対応できないのは重々わかります。それで、私の町内では自主防災会がございまして、緊急連絡表というものを各世帯に配布いたしまして、緊急時の所在の確認、また各家庭の同居者の

状況、血液型、災害時要援護者の把握等を緊急連絡表というものを各世帯に配り、また個人情報  
の観点からこれに賛同されない方は一応御記入されませんが、このような啓発を市としてや  
っていただけるかどうか、自主防災会きのうも答弁の中で百六十幾つでしたかね、9の団体が  
まだできていないと。これは阪神・淡路また東日本大震災、それぞれ災害がございます。愛西  
市も消防本部が設置されておりますが、実質、被災された方の救助というのは相当無理です。  
また、どちらの方がどこに住んでみえるか、これは私もいろいろ調査しました結果、失礼で  
ございしますが、立田・八開地区は、相当の方がだれがどこに寝ておるかというのが御近所で大体  
わかるそうです。ですけど、団地とか佐織とか佐屋地区ですと一切どういう方が住んでおるか、  
そういうことが一切わかりません。消防署の方にお聞きしましたら、何か火災とかあった場合、  
その御自宅の方に確認するのみの方法しかないということでございします。これはお願いでござ  
いしますので、その各自主防災会に、あしたでもあさってでもいいもんですから、早急に市の方  
から御依頼を申し上げ、そういうことの啓発はできるかどうか、回答をお願いします。

**○総務部長（石原 光君）**

議員の方から地元のこともお話をされます。大変僕はいいことだというふうに思っておりま  
す。ただ、あしたかあさってすぐにそういったものを早急に云々ということにはちょっと無理が  
あります。そして考え方ですけれども、やはり議員も今言われましたように個人情報の問題と  
いうのが大きなネックになるというふうに私自身はとらえております。私ども市のスタンスと  
しては、今、議員が申されましたように、その自主防災会の中でも自主的にそういった名簿を  
作成してみえるところもあります。これはやはり皆さん方の御理解の中で、理解をしていただ  
いた中で作成してみえるということだというふうに私自身は理解をしておりますので、ただ、  
全くそういう自主防災会の方へそういった情報を提供しないということではありません。こう  
いったことも自主防災会で必要ではないですかと、こういった自主防災会で取り組んでみえる  
ところもありますので、極力そういった体制づくりをしてくださいというお話はできると思っ  
ておりますので、機会をとらえて啓発を図っていきたいというふうに考えております。

**○21番（山岡幹雄君）**

ぜひとも早急をお願いをいたします。

次に3月11日に大地震があり、こちらの愛西市も震度4があったということでございします。  
災害時の配備体制の基準を教えてくださいませんか。

**○総務部長（石原 光君）**

それぞれの災害の配備体制の基準でありますけれども、例えば先ほど申し上げましたように、  
風水害、地震、それぞれの配備体制が設けられておまして、例えば地震であれば、震度4以  
上は第1次配備につきなさいと、そういった配備体制というのはそれぞれ先ほどもくどいよう  
ですけど地域防災計画にも一応掲示しておりますし、職員がそれぞれ持っておりますポケット  
マニュアルにもきちっとした配備体制が一応掲載されておりますので、それにのっとった形で  
今職員の方としては配備体制をとっておるのが現状であります。

**○21番（山岡幹雄君）**

津波災害の解除の基準を教えてください。

○総務部長（石原 光君）

解除の基準というのはなかなか難しい部分があると思います。先ほど申し上げましたように、3月11日の現状も詳しく申し上げたつもりでおります。ですけど、その中で、やはり発令がされてから大体これぐらいに到達できるというのは国の方でも予測をしております。それに基づいた状況の中で私どもは動いているつもりでおりますので、当然、現地の状況、あるいは経過的なものを予測した中で最終的に私どもが判断をするということでございます。

○21番（山岡幹雄君）

なぜこれをお聞きしたかという、災害時の配備体制というのは各市町村によって警報発令が今回も出されております。またそれぞれの解除については、それぞれ注意報に切りかわったときに解除されます。今回お尋ねしたいのは、津波警報が15時何分ですか、解除されたのが3月12日の翌日の1時ということで、その前の23時に一応解散されてみえるということでございます。それでちょっと私調べさせていただきまして、津波警報の解除の基準ですが、伊勢・三河湾に発表された津波警報が解除がされたときというふうに書いてあるんですが、実際にそのときの状況に応じてやられてみえると思うんですけど、その辺、今後どのようにされるかお尋ねいたします。

○総務部長（石原 光君）

今後どのようにというお話ですけど、たまたま今回の災害というのは、大きな津波という状況もなかったという一つの結果です、これは。ですけれども、今議員がおっしゃったように、一つの例というのがあるはずですよ。ですから、当然私どもとしてはそういう発令がされたときに、マニュアルもそうですけれども、マニュアルどおりにいかない部分もあるわけですよ。ですから、それは現地の状況、一方で今言われました三河湾云々という話もありましたけれども、そういった状況を現場の中でよく精査した中で、そういったケースに対応していくというのが重要ではなかろうかなというふうに思っております。

○21番（山岡幹雄君）

どうもすみません、ありがとうございました。

一応風水害等は、台風等、実際津波もそうですが、一応心の準備はできると思います。

そういうことで次に御質問したいのは、緊急地震速報がテレビ、ラジオ、あと携帯等いろいろ発令されたとき、そのときの佐屋庁舎は、どのようにこちらの方は対応されるのかお尋ねいたします。

○総務部長（石原 光君）

緊急地震速報という形でそういう地震が予測される場合については、合図があるわけですが、現状、前回の場合はたまたま私もこの場にいたという、皆様方もそうでありましたけれども、一つのこうだという確定したものはちょっと持ち合わせておりません。やはりそれは状況に応じた中で、当然、職員がその状況を見た中で柔軟に対応を、柔軟にという言葉は悪いですけども、その状況に応じた中で即時対応していくという形をとっております。

## ○21番（山岡幹雄君）

これは違う質問なんですが、3月11日に東日本大震災がありました。それから3ヵ月ぐらいたっております。5月17日にも市の職員の発表がございました。そこでお尋ねしたいのは、3月11日からいろんな報道がされてみえます。その後、市としてこの地震対策、また各避難、いろんなことについて協議されたことについてお尋ねいたします。

## ○総務部長（石原 光君）

協議というよりもその一つの情報交換、当然3月11日発生後において、中には職員に自分の思いを伝えたいということで朝礼で職員に対して自分の思いを伝えた職員もおりますし、当然幹部会の中では、財政面でいけば今回の地震発生において、今後補助事業的な補助金はどうなるんだろうというような一つの協議の場を設けた状況もありますし、それから当然愛西市に避難してみえる支援者の状況、対応についてはプロジェクトチームをつくりまして、定期的に、現状でもそうですけれども、会議を開催しておりますし、それぞれの場でそういった情報交換あるいは協議といいますか、そういった問題を提示しながら対応についての検討をしているのが現時点での状況であります。

## ○21番（山岡幹雄君）

総務部長には本当に申しわけございません。流れでいろんな質問をして申しわけございませんが、なぜこの質問をするかという、実質、皆さん御存じのように東海・東南海地震が今でも、きょうでもあしたでもあるかもわかりません。それで、なぜこのことを質問するかというと、3月11日の地震があった折、ほかの議員の皆さんも御存じかと思うんですが、自分は避難しないかというふうに認知したわけですが、実際その誘導もなかった。それで実際、各庁舎いろんなところを確認させていただいたら、避難誘導してみえる、そのときは確定申告です。ですから、職員がされてみえるところとされていないところ、またそのことをなぜその後、それぞれの協議をなぜされなかったのか。また愛西市内、大津波、三十何メートルあるというふうに聞いております。これが木曾川また日光川、いろんな河川があります。また液状化についても、浦安、いろんな被災されてみえるところがあります。愛西市にとって、その後なぜ協議をされないのか、これ実際、福島原発もそうですが、人災というふうに報道もされております。これは万が一本当に、今でも、毎年8月末に防災訓練をやられるわけでございますが、マグニチュード幾つという震度幾つの地震を想定してやられております。じゃあその想定をしたときに、この今現在あったときにどのように職員がされるか、ある庁舎をお聞きしましたら、ある職員はすぐにエレベーターをとめ、申告者を外に誘導したと。また小学校、中学校においては、運動場の方に避難・誘導したと。それぞれ日ごろの訓練を実施しております。きのう、大野議員の明暗という新聞がございました。これを皆さんが見られてどのように思われたかわかりませんが、その8日前に訓練をやったら4人でしたか。ですから、愛西市においても3月11日、また平成7年阪神淡路がございました。それぞれ大災害がございました。それを、済んだことは仕方がございませんので、あしたからでも結構でございますので、いろんな箇所を確認していただき、またそれぞれの施設の管理者、また消防計画もでございます。そのようなことを

一読していただいて、今自分が災害があったらどのように対応をするかを周知徹底していただきたいと思いますが、職員の代表であります副市長に答弁をお願いします。

**○副市長（山田信行君）**

いろいろ災害に対応する方法を御教授いただきましてありがとうございます。やはりこういったこと、建物の中におられる方々、職員も含めて命を守っていくということは重要なことですので、これを契機になお一層、こういった関係を、対応策を徹底していきたいと考えております。

**○21番（山岡幹雄君）**

対応じゃなくて、本当にやってもらわなあかんわけですわ。本当にやってもらわないかんというのは、愛西市民の生命・身体・財産を保護してもらわなあかんわけですわ。これも防災計画に載っておるわけです。またこれもう一つお伺いしたいのは、分厚いこの地域防災計画があるということで、いろいろ議員さん方も想定なりいろいろあるんですが、ちょっとお伺いしたいのは、この防災計画の訓練を今までやられたことがあるかどうか、ちょっとお尋ねします。

**○副市長（山田信行君）**

例えば、不特定多数の者が入る公民館などについては、きちんと避難訓練のもとに行われておりますが、一般事務庁舎の中におきましては、現実的にはまとまった避難誘導訓練、そういったものを取り行ったことはここ数年の間ではございませんので、そういった関係も見直すべきところがあれば見直していきたいと考えているところでございます。

**○21番（山岡幹雄君）**

見直すじゃなくて、実際このポケットマニュアルも職員の方は持ってみえるということでございます。防災計画も、これから見直されるのは重々わかるんですが、僕は何を指摘したいかという、今回の3月11日の災害があって、いろんな情報収集、いろんな訓練が本来であれば、この計画に基づいてやるための計画なんです、連絡方法。それで訓練もサイボウズで被害状況を確認、やっている課はきちんとやっています。やっていない課はそのまま電話でありませぬ。だから、それはだれが言ったか、だれが報告を受けたのか、この計画の中に全部書いてあるわけです。ですから、これは幹部の方はみんな御存じかと僕は認識しておるんですが、実際、被害がなかったからいい、被害があったからいいかん。これは人的被害になっちゃうわけですわ。ですから、いろんな想定を計画されても、実際このことをやってもらわないとだめなんです。それで、愛知県に行って聞いてきたら、愛知県は防災週間の際に、愛知県の防災計画に基づいて常に訓練は実施しております。風水害とかいろんなことは関係なくして、それは第1次非常配備、第2次非常配備、県の方もあるわけですが、愛西市もでございます。お願いですので、こちらの地域防災計画に基づいた班編成もみんな書いてあります。それとか情報収集いろんなことがあります。ですから、あしたからでも本当に早いとこ、本当に被害があったらどういふふうにされるかというのは、ここにポケットマニュアル読んで云々でいいのかわかりませぬが、本当にお願いでございますので、この本を熟読していただいて、幹部の方しかこれは持ってみえませぬので、係の方は多分この本は持ってみえないと思います。ですから、本当に災害あつ

たときにどのような方法、どのようにというのが本当に計画が書いてあるわけですね。計画というのは、愛西市、前に新聞にも載ったんですが、10の計画云々もございます。ですけど、やはり生命・財産を守るのがこの防災計画の基本なんですわ。ですから、本当にこれを熟読していただいて、自分がどの立場になったらどういうことをするんだということ。

それで、また戻るんですが、緊急地震速報があった場合、デパートですとマニュアルを流して、館内放送で、「今、地震がございました。身の安全を確保してください」そのような放送がかかるわけです。実際、そういうことも佐屋庁舎、各施設、本当に1年に1度そのような訓練をしていただければ、やはりそれが一回でもやっておれば多分できると思いますので、そのような訓練を実施していただけるかどうか再度お尋ねいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

いろいろ貴重な御意見、御指摘をいただきました。当然、きちっと受けとめて今後の対応の参考にさせていただきたいと思います。それで訓練の関係でございますけれども、先ほど消防計画というお話もございましたので、当然それをもう一遍、原点に戻ってできる部分は早急を実施してまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### ○21番（山岡幹雄君）

ほかにもいっぱい言いたいことあるんですが、批判ばかりしておってもいかんですので、本当にくだいですが、愛西市民の方々の生命・財産を保護していただくことをお願い申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○議長（大宮吉満君）

21番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時5分からといたします。よろしく願いいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

次に、通告順位11番の14番・加藤敏彦議員の質問を許します。

#### ○14番（加藤敏彦君）

通告に従いまして一般質問を行っていきます。

きょうは、一つには自然エネルギーの推進について、そして一つには平和行政の推進について質問をさせていただきます。

まず最初に、自然エネルギーの推進でありますけれども、3月11日に起きました東日本大震災から3ヵ月がたちました。この東日本大震災は、大地震、津波、原発事故そして風評被害と、この四つとの戦いになっております。そして、きのうも紹介ありましたが、この被災状況は6月13日現在で、死者が1万5,424人、行方不明者が7,931人、避難者が8万4,537人という大きな数字です。亡くなられた方、または行方不明の方々に御冥福をお祈りいたしますとともに、

一日も早くこの避難者の方がゼロになるように頑張っていかなければいけないと思います。

さて、自然エネルギーの推進についてですけれども、昨日、日本共産党は「原発からの速やかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を国民的討論と合意を呼びかけます」との呼びかけを発表いたしました。その内容について紹介をさせていただきたいと思います。

東京電力福島原発事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原発に依存したエネルギー政策をこのまま続けていいのかという重大な問題を突きつけています。そして、原発からの撤退と自然エネルギー、再生可能エネルギーへの大胆な転換への世界的な流れは、この事故を契機にさらに大きくなっています。日本国内でも各種の世論調査で、原発の縮小・廃止を求める声が過半数を占めるようになっていきます。歴代政府が推進してきた原発依存のエネルギー政策をこのまま進めていいのか、抜本的な政策転換が必要ではないのか。真剣な国民的討論と合意形成が求められています。

日本で原子力発電が問題になってきたのは1950年代の中ごろからで、1960年代に商業用の原発の稼働が開始されますが、日本共産党は現在の原発技術は未完成で危険なものだとして、その建設には当初からきっぱりと反対してきました。その後も日本共産党は、大事な局面ごとに政府や電力業界の振りまく安全神話のうそを追及し、原発の持つ重大な危険性と、それを管理・監督する政府の無責任さを具体的にただしてきました。さらに福島原発事故を踏まえ、5月17日には政府に提起した大震災、原発災害に当たっての第2次提言の中で、政府が原発からの撤退を政治的に決断すること、原発ゼロにする期限を切ったプログラムを策定することを求めてきました。

福島原発事故は、3ヵ月が経過しても被害が拡大し続け、日本の災害史上でも類を見ない深刻さを持つ災害となっています。この事故が明らかにしたものは何でしょうか。

第1は、原発事故には、他の事故に見られない異質の危険があるということです。すなわち、一たび重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段は存在せず、被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼす可能性があり、地域社会の存続さえも危うくします。被害がどうなるかを、空間的、時間的、社会的に限定することは不可能です。このような事故は他に類を見ることができません。

空間的ということ言えば、福島原発事故による放射能汚染は、福島県だけでなく、既に岩手県、宮城県、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県などの広範囲で、校庭の土壌、水道水、牧草、農産物、水産物などに被害を及ぼしています。海洋汚染がどの程度なのか、どこまで拡大するのかも定かではありません。

時間的ということでは、放射能汚染による影響は長期にわたって続きます。とりわけ懸念されるのは、国民、特に影響が大きい子供たちへの健康被害です。放射能による健康被害には、急性障害とともに晩発性障害があり、放射線被曝はたとえ低線量であっても、将来、発がんなどの晩発性障害が起こる危険につながります。25年前に起こったチェルノブイリ原発事故でも、事故の影響は現在進行中であり、世界保健機構は、事故によるがん死亡者数の増加を9,000人と推計しています。放射線被曝は、将来にわたって人間の命と健康を脅かし続ける危険がある

のです。

社会的ということでは、原発事故による被害は、個々の人間に対する脅威であるということにとどまらず、人間社会、地域社会そのものを破壊する危険性を持つものです。計画的避難区域を含む避難指示は12市町村に出され、自主避難も含めると約10万人の人々が、いつ戻れるかわからない避難生活を強いられています。これらの地域では、地域社会が丸ごとその存続を危うくする危機に見舞われているのです。もちろん事故を一刻も早く収束し、放射能被害の拡大を食い止め、子供たちを初め国民への健康被害を抑え、避難を余儀なくされた地域社会を再建するために、あらゆる力を傾注することが必要です。そのことを日本共産党は強く求めます。同時に、一度起きたら人間社会にこのように他に類のない異質の危険をもたらす現在の原発という技術は、一体、社会的に許容できる技術なのか、そのことが正面から問われなければならないのではないのでしょうか。

第2は、現在の原発技術は、本質的に未完成で危険なものだということです。今、開発されているどんな形の原子炉も、核エネルギーを取り出す過程で、膨大な放射性物質、死の灰を生み出します。100万キロワットの原発が1年間稼働すると、広島型原爆1,000発を超える死の灰がたまります。そして、この膨大な死の灰を、どんな事態が起こっても原子炉の内部に安全に閉じ込める手段を人類は手に入れていません。そのことは、わずか30年余りの間に、それぞれ条件や原因は異なるものの、スリーマイル島の原発事故、チェルノブイリの原発事故、福島原発事故と人類が3回もの重大な原発事故を体験したという事実そのもので証明されています。原発が、その中に巨大な死の灰を抱え、それを閉じ込める保証がない、ここにこそ原発の持つ重大な危険性の本質があります。加えて、現在、我が国のほとんどの原発で使われている軽水炉という原子炉には固有の弱点があります。軽水炉の仕組みは、運転中はもちろん、運転中止後であっても冷却水で炉心を冷やし続けることによって、辛うじて安定が保たれるというものであり、冷却水がなくなると、わずかな時間に炉心が溶け、コントロール不能に陥ってしまいます。すなわち、冷却水がなくなった場合には、それを解決して原子炉を安定的な方向に向けていく、原子炉としての固有の安定性を持っていません。こうした軽水炉の構造上の問題は、スリーマイル事故で現実のものとなり、事故後の米国議会の報告でも、軽水炉の欠陥として指摘されていた問題でした。それが今回の福島の原発事故では、より深刻な形で示されることになりました。さらに、使用済み核燃料を後始末する方法が全く見つけ出されていないことも、現在の原発技術の持つ重大な弱点です。

政府は、青森県六ヶ所村に建設した再処理工場に、全国の原発で生じた使用済み核燃料を集め、再処理、再利用する計画でしたが、この施設は原発以上に事実的に未完成で危険なもので、実際に多くの事故を起こし、稼働するめどがたっていません。仮に稼働したとしても、その結果生まれる高レベル放射性廃棄物をどう処分するかについて、だれもその答えを持っていません。再処理工場は稼働せず、再処理工場の中の貯蔵プールに貯蔵されている使用済み核燃料もほぼ満杯なため、原発で生じた使用済み核燃料は、それぞれの原発の貯蔵プールに貯蔵されていますが、あと数年で満杯になる原発も少なくありません。使用済み核燃料の貯蔵プールも冷

却し続けることが必要であり、それができなくなったときには放射能汚染の発火点になることは、福島原発事故で示されたことでした。

こうした原発の技術的な未完成と危険は、今日の原子力技術がたどってきた不幸の歴史に根源があります。軽水炉は、もともと原子力潜水艦の動力として開発された軍事技術でした。安全など二の次三の次という軍用に開発された原子炉がそのまま陸揚げされ、商業用原発に転用されたことに、この原子炉の持つ危険性の歴史的な根源があることを指摘しなければなりません。膨大な放射能を閉じ込めておく保障がないどころか、その構造において本質的な不安定性を抱え、放射性廃棄物の処理方法に至っては全く見通しが無い、こうした技術を使い続けているのか、このことが問われているのです。

第3に、こうした危険性を持つ原発を、世界有数の地震国であり、世界一、二の津波国である日本に集中立地することは、危険きわまりないということです。地震など外部要因による原発の重大事故は、内部要因による重大事故の数倍から数十倍程度の確率で起こるとの研究もあります。日本で、原発に頼ることの危険性は、世界の中でも特別に深刻なものであることは間違いありません。

政府は、東海地震の想定震源域の真上につくった浜岡原発を一時停止させました。浜岡原発が、地震・津波とのかかわりで高い危険性を持つ原発であることは明瞭であり、一時停止でなく、廃炉とすべきです。

地震予知連絡会の茂木会長は、今までないから今後もないとは言えないということを今回の地震で教えられた。地震も、物の破壊もまだよくわからないことが多い。原子炉本体は頑丈でも、複雑な配管や装置が取り巻く複合体だ。弱いところに力が集中したら、何が起こるかかわらない。絶対大丈夫なんてことは絶対言えないと述べています。

地震に対する科学的治験の到達点は、それぞれの原発の地震による危険性を科学的に評価するところまで進んでいるとは言えないのです。日本列島のどこにも、大地震や大津波の危険性のない安全な土地と呼べる場所はありません。日本に立地している原発で、大地震や大津波に見舞われる危険性がないと断言できる原発は一つもありません。絶対大丈夫などということは絶対言えないのです。

第4に、歴代政権が、電力業界の経営陣とともに日本の原発は安全とする安全神話にしがみつき、繰り返しの警告を無視して重大事故への備えをとらなかったことが、どういう深刻な結果をもたらすかも明瞭になりました。安全神話は、日本の原子力行政の発足当初からの深刻な病でした。とりわけスリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故という二つの過酷事故、炉心融溶に至る重大事故であります。この教訓を日本政府が全く学ばなかったことは重大です。二つの過酷事故を経て、国際原子力機関は1988年に原子力発電所のための基本安全原則の勧告を各国に行い、過酷事故への拡大防止策をとるとともに、過酷事故が起こった際の影響緩和策をとることによって、大規模な放射能流出の危険を減らすことを呼びかけました。しかし、日本政府は、この勧告さえ無視し、日本では過酷事故は起こり得ないとする安全神話に固執する方針を決め、過酷事故を防ぐための備えも、過酷事故が起こった場合にその影響を最小限の

ものにするための備えも全くとってきませんでした。

日本共産党が国会の質疑で、福島原発を名指しして、大地震と大津波が同時に原発を襲えば、全電源喪失が起これ、炉心溶融の危険性があることを具体的に指摘して改善を求めたにもかかわらず、政府は何らの措置もとってきませんでした。これが原発事故を引き起こし、事故後の対応にも数々の問題を引き起こすことになりました。安全神話で国民を欺き続けてきた歴代政府の責任は極めて重大です。

日本共産党は、政府はこれまでの原子力行政の重大な反省に立って安全神話を一掃し、原発事故の危険を最小減のものとするために、考え得る限り、可能な限りのあらゆる措置を速やかにとることを強く求めます。同時に、次のことも強調しなければなりません。それは、安全神話を一掃し、原発事故の危険を最小限のものとする最大の措置をとったとしても、安全な原発などあり得ず、重大事故の起こる可能性を排除することはできないということです。安全神話を一掃するということは、原発の危険性を認めるということであり、過酷事故の起こる可能性を認めることにほかなりません。このことは、国際原子力機関自身が過酷事故が起こった場合を想定した対策を求めていることにも示されています。政府が今回の原発事故を教訓にして、あれこれの対策をとったことをもって、これで原発は安全になったという宣伝を繰り返すならば、またもや新たな安全神話の誤りに落ち込むことになるでしょう。どんな技術も、歴史的・社会的制約のもとにあり、絶対安全ということはありません。わけても現在の原発は、既に見てきたように、本質的に未完成で危険なものです。そして、一たび重大事故が起こった場合には、他に類を見ない異質な危険が生じることも、今、私たちが体験させられていることです。安全な原発などはあり得ません。一たび重大事故が起きれば、取り返しのつかない事態を引き起こす原発を、とりわけ地震・津波の危険の大きな国「日本」において、私たち日本国民が社会的に許容していいのか。現在の原発と日本社会は共存し得るのか、それこそが今、福島原発事故が突きつけている問題ではないでしょうか。

福島原発事故が明らかにした、以上の事実を踏まえて、日本共産党は次のことを提案しております。

一つは、原発からの撤退の政治的な決断を行うこと。一つには、5年から10年以内を目標に、原発から撤退する計画を策定すること。

この5年から10年以内を目標に、原発から撤退するプログラムを政府が作成することを求めています。既に述べた日本での原子力発電を続けることのあまりに巨大な危険を考えるならば、できるだけ速やかに原発から撤退することが強く求められます。同時に、電力不足による社会的リスクや混乱は避けなければなりません。また、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化を抑止するという人類的課題もあり、安易な火力発電などに置きかえるやり方をとるべきではありません。そのためにも、自然エネルギーの本格的導入と低エネルギー社会への転換に向けて、あらゆる知恵と力を総動員し、最大のスピードで取り組む必要があります。

こうした立場から、5年から10年以内を目標とした原発からの撤退プログラムを策定することを提案いたします。

日本の総発電量に占める原子力発電の割合は、2009年度で25.1%です。例えば、5年から10年の間に、電力消費量を10%程度削減する。そして、現在の総発電量の9%程度の自然エネルギーによる電力を2.5倍程度に引き上げることができるなら、原発による発電量をカバーすることができます。現在の原発以外の総発電量は、バブル経済だった1990年度の原発を含めた総発電量と同じ水準です。また、現時点で日本にある54基の原発のうち、稼働しているのは3分の1にすぎません。夏場の電力消費のピーク時への対応などが必要ですが、原発からの撤退は無理な課題ではありません。撤退という決断をしてこそエネルギーの開発・普及と低エネルギー社会に向けた本格的な取り組みを進めることができます。原発の新增設の計画を中止・撤回するとともに、危険が特に大きい原発の廃炉などを速やかに決断・実行していくべきです。

福島原発、そして中部電力の浜岡原発は廃炉にする。そしてプルトニウム循環サイクルから撤退をすることが必要です。浜岡原発は、東海地震震源域真上にあります。一時停止ではなく、永久停止、廃炉にすべきであります。また、老朽化した原発の危険な延命をやめ、廃炉にすることも必要であります。そして住民合意が得られない原発は、停止・廃炉にしていくべきであります。原発からの撤退と同時並行で自然エネルギーの本格的導入と低エネルギー社会に向けて、国を挙げた取り組みを求めています。自然エネルギーの本格的導入は、エネルギー自給率を高め、新たな仕事と雇用を創出して地域経済の振興と内需主導の日本経済への大きな力にもなります。そしてエネルギー消費削減の鍵は、大量消費、大量生産、大量廃棄、こういう浪費型社会の抜本的見直しを求めることも必要であります。原発からの撤退の一点での共同を、今、日本共産党は呼びかけています。

さて、市長にお尋ねをいたします。

安全だと言われた原発、福島原発の事故をどのように見ておられるのかお尋ねをいたします。

そして二つ目に、今後、原子力発電から自然エネルギーに転換すべきだと考えますが、市長の考えはいかがでしょうか。今、脱原発の動きが大きく広がっております。福島原発事故の後、原子力発電をやめて再生可能エネルギーに切りかえる動きが強くなっております。

海外では、スイスは国内に5基ある原発を耐用年数が来る2034年までに廃炉にする。ドイツは、国内にある原発17基を2022年までに廃炉にし、再生可能エネルギーや、効率のよい送電網の整備をする。イタリアは、きょうの新聞でも報道されておりますが、原発復活の是非を問う国民投票を行い、原発再開反対が9割を超えました。そしてアメリカでも、この愛西市が交流事業を行っているサクラメント、ここでは1989年6月に住民投票を行い、原発の運転停止を決定いたしました。今はその隣地に太陽光発電のパネルが並べられております。米国で初めて原発からクリーンエネルギーへと転換いたしましたサクラメントは、愛西市・サクラメント愛知県人会の交流事業が行っているところであり、身近なまちであります。

そして、愛西市でのこの自然エネルギー、再生可能エネルギーについての取り組みについてお尋ねをいたします。

愛西市では、住宅用太陽光発電施設の設置に助成を行っております。これは愛西市の総合計画、基本施策の中に、自然と共生し、住みやすい環境をつくる、地球温暖化防止意欲の高揚と

対策の推進として進められている事業であります。きのうも質問がありましたが、実績として、愛西市になった平成17年度から平成23年度、今年度までの6年間でこの予算が7,000万円、そして301件が設置されております。

地元の中部電力津島営業所にお尋ねをいたしました。平成22年度末で愛西市の購入電力契約数、これは太陽光発電など設置されている方の数だと思っておりますが、これが576口、そして中部電力が購入いたしました余剰電力、これが122万キロワットということでした。現在の愛西市の太陽光発電の設置率をここから計算してみますと、平成23年度の分も含めると、現在628軒に設置されていると思っております。これは世帯の割合でいきますと、2.85%になると思っております。今この太陽光発電の助成について、大変予算のなくなる時期が早くなってまいりました。愛西市は年間1,000万円の助成を行っておりますが、3年前までは年度末まで予算がありました。しかし、太陽光発電の余剰電力の売電価格が2年前から引き上げられますと、予算がすぐなくなるようになりまして。昨年は6月7日、そして、ことしは5月10日になくなったと聞いておりますが、今、予算がなくなっても住民からの問い合わせがあると聞きましたが、どうでしょうか。太陽光発電の助成は、今、住民の要求としても大きくなっております。今年度の予算は既になくなっておりますが、市として、この問題についてどのように取り組んでいかれるのか。自然エネルギーは太陽光発電だけではありません。今後、原子力発電から自然エネルギーに転換していく、このことについての市長の考えを伺いたいと思っております。そして、さらに自然エネルギーの愛西市での積極的な推進について、太陽光発電の助成の事業の位置づけは、地球温暖化防止の位置づけで推進してまいりましたが、太陽光発電の、この助成事業を今後は原発停止によるエネルギーを補う事業としての位置づけもぜひしていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

今、太陽光発電をめぐっては、例えば菅首相がソフトバンクの孫社長、また、元サッカー日本代表監督の岡田氏らを官邸に招き、自然エネルギーの普及に関する懇談会を開催し、菅首相は自然エネルギー庁の推進構想を披露するなどをしてしております。そして、先日フランスで行われましたサミットでは、菅首相は2020年代の早い時期に自然エネルギーの割合を20%以上にするという方針も述べておられます。菅首相がいつまで首相をされるかは定かではありませんけれども、やはり時代の方向を示しているのではないのでしょうか。

この自然エネルギー、一つは、具体的には太陽光発電の普及であります。現在は世帯の2.8%。愛西市で毎年建てられる住宅の戸数を伺いました。この個人の専用住宅の数を紹介いたしますと、平成17年度が318戸、18年度は307戸、19年度が274戸そして20年度が298戸、21年度が243戸、22年度が282戸と年間300戸前後で推移しております。毎年300戸の住宅に太陽光発電設備が設置されれば、7年で世帯の10%の普及ができます。15年では20%の普及であります。国や県の施策があれば、市としての10%目標、20%目標をもって推進することができるのではないかと考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

そして、今年後は既に予算がありません、昨日も名古屋市の例が紹介されましたが、愛西市として補正予算の考えはないかどうか伺います。

そして、次に太陽光発電以外の自然エネルギーの助成も対象にしていきたい。風力発電とか小水力発電、また電力ではありませんが、太陽熱温水器の助成をしている自治体もあります。また、地中熱利用の空調設備も最近話題となっております。さらにこの自然エネルギーとの関連といいますか、雨水タンク、バイオマスなどについてはどうでしょうか。そして、きのうも質問が出ましたが、太陽光発電の公共施設への設置についての考えを再度お尋ねしたいと思います。そして、このエネルギーにつきまして、市の節電についての考え、取り組みについてお尋ねをいたします。昨日の一般質問で市の節電対策についての考えが示されております。庁舎のエアコンの温度の設定、緑のカーテン、クールビズ。隣の津島市では、議会の答弁で節電15%を掲げて庁舎内に対策委員会をつくって対応するということが放映されておりました。愛西市では、そのような考えはあるのでしょうか。また愛西市の使用電力について、市として掌握されているのでしょうか。掌握されておられましたら、御紹介いただきたいと思っております。

さて、第2項目の平和行政の推進についてお尋ねいたします。

6月8日水曜日です。原水爆禁止世界大会の成功を目指す国民平和大行進が、津島市、愛西市、稲沢市を行進いたしました。これは5月6日に東京都の夢の島公園を出発した行進団が、8月6日の広島を目指し、神奈川、静岡、愛知県と、ノーモア広島、ノーモア長崎、ノーモア被爆者と訴えながら行進を進めてまいりました。愛西市では、佐織公民館において歓迎式が行われました。市を代表して八木佐織総合支所長と、そして市議会を代表して大宮議長から激励のあいさつをいただきました。そして市長さん、副市長さん、教育長さん、そして議員の皆さん全員の核兵器全面禁止のアピール署名が行進団の代表に手渡され大きな歓声が上がりました。本当に激励になっております。

核兵器の廃絶につきましては、昨年、国連で行われました核不拡散条約再検討会議の成功で大きく前進をしております。この会議では、国連の前に積み上げられました690万人の署名を始め、高まる世論の前に3カ国が核兵器のない世界の平和と安全を達成することをNPT会議の目的とすることを合意しました。また、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、五つの核保有国が、自国の核兵器の完全廃絶を達成する明確な約束を守ることを確認し、全ての国が核兵器のない世界を実現するための枠組みをつくるために特別の努力を行うことも決めました。もしこの合意が真剣に実行するならば、世界は大きく変わります。そのためには、引き続き核兵器廃絶を求める世論は必要だと考えます。

合併で誕生した愛西市は、旧4町村の平和行政を受け継ぎ、平和祈念事業として、非核平和都市宣言、そして非核平和広島派遣事業として中学生の代表を被爆地広島に毎年送っております。そして、平成19年からは平和コーナーが設けられ、市民の折った平和の折り紙を中学生の代表が広島に届けてくれるようになりました。さらに、この愛西市の平和行政を推進する上で三つのことを求めたいと思っております。

一つは、平和市長会議への愛西市の加盟をであります。平和市長会議は、広島、長崎両市が呼びかけており、世界の都市とともに2020年までの核兵器廃絶を目指すビジョンに取り組んでいます。2020年は、原発が投下されて75年は草木も生えないと言われたまさにその年でありま

す。高齢化する被爆者に、一人でも多く核兵器のない世界を見ていただくために定めた目標年次であります。平和市長会議の加盟都市が4,700を超えております。国内の自治体では55.7%ですが、市段階では78%が加盟しております。6月1日現在の新たな加盟都市には、隣の弥富市が紹介されております。ぜひ愛西市も加盟していただき、例えば7月1日のホームページでは紹介されるようにぜひお願いしたいと思っております。

二つ目は、市民や子供たちが被爆者の体験を聞く機会をつくってほしいということでありませぬ。

愛西市には毎年、被爆者団体の愛知県原水爆被災者の会の代表が訪問されております。そして、核兵器の廃絶と被爆者援護を要請されております。その中で特に強調されておられるのが、私たち被爆者の寿命はもう長くない、一人でも多くの人に被爆体験を聞いてほしいということでありませぬ。中学生の広島派遣事業の報告会などを生かして被爆体験を聞く機会を持っていただきたいと考えますが、市の対応はどうでしょうか。

そして、三つ目は平和コーナーの充実であります。

ことしも平和コーナーを設置されると思ひますが、できるだけ多くの方が折りヅルづくりに参加できる、また被爆の実情を知らせる原爆パネルの展示、核兵器廃絶を呼びかけるポスターの掲示など平和コーナーの充実をしていただきたいと考えますが、どのような計画をしておられるのでしょうか。

以上、大きく2項目について質問をさせていただきます。市当局の誠意ある御答弁をお願いしたいと思ひます。

#### ○市長（八木忠男君）

加藤議員の質問に、まず私の方からお答えをさせていただきます。

今回の原発事故をどう思うかということと、エネルギーの関連であります。

まさに安全神話といひませぬか、神話ではなかつたと思ひますが、チェルノブイリあるいはスリーマイル島の状況もあつたわけで、人類がここ数十年のうちに高度成長あるいは経済の成長の中で電力供給の源ということで進めてきたこのことをもう一度原点に戻つて考え直させていただく今回の大きな犠牲のもとでの震災でなかつたかなと、そんなことを感じております。当然これから自然エネルギーの移行については国際的に世界じゅうで議論がされ、将来の石油埋蔵量、あるいは代替エネルギーのことも相まって、将来の次の世代にいかなる電力供給がふさわしいかということは議論なされると思ひますし、問い直させていただく今回のことであつたと思ひます。

今回の災害の折の原発の状況、女川町の高台につくつた条件的なこと、あるいはいろんなことを思ひますと、防げる状況は幾つかあつたのではなからうかと、そんなことも感じておりますけれども、原子力発電に対する電力供給については、今後極めて厳しい状況にならうかと思ひますし、自然エネルギーに移行すべきという考え方を持っているところであります。そして、愛西市の太陽光発電などの補助的なこと、これも補助金も今まで最大限とはいひませぬけれども、でき得る助成をしてきたわけでありませぬ。件数をふやして助成額を減らしてとか、いろん

な考え方があるわけでありまして、予算的なこと、あるいは総合的に他の代替エネルギーについても今後十二分に検討していかなくてはいけないということを考えているわけでありまして。そして、原発の市長会への提案であります。このことにつきましても、先般、代表の方と面会をさせていただきました。私、今まで平和行政につきましても他の行政に劣ることなく進めてきたつもりでございますし、市長会議の署名につきましても、状況判断をして自ら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、あとの公共施設への対応と市の節電への取り組みについては、私の方から答弁をさせていただきます。

公共施設への太陽光発電の設置の考え方につきましては、昨日も各議員さんの方へお答えをしておりますけれども、再度ということでお答えをさせていただきます。

既存の公共施設につきましては、永和地区防災コミュニティセンターに太陽光発電設備を設置をしている現状でございます。そして、昨日も申し上げましたように、総合斎苑、あるいは給食センターのそういった施設の方へも、そういった太陽光発電の設備を設置していくという考え方でありますし、そしてもう一方、今後一応その計画を立てております防災コミュニティセンターまた庁舎についても、そういった太陽光発電についても常備していきたいという考え方で今後取り組みたいと考えております。

それから市の節電の考え方につきましては、きのうもいろいろ申し上げました。議員の方からもお話ございましたように、緑のカーテンもそうですし、クールビズもそうですし、それから庁舎の節電、事務所を見ていただきますと、蛍光灯間引きもしております。そして、一つはガイドラインというものを職員に一応示したということをお知らせしましたが、これは先ほど議員の方から、他市は対策会議的なものを設置して取り組んでいるが、どうだという話があったけれども、当然私どもがガイドラインを示す前提に当たって、各課の方からそういった取り組み事項について何があるということを一応集約した中で、それを協議した機関が、一応部長クラスで構成した幹部会でございます。その中で、いろいろ対応策等を協議した中で、一つのガイドラインというものをまとめて職員に示したというような経緯でありますので、ここで特段対策委員会的なものを設置するという考え方は持ち合わせておりません。ただ、今後どういう状況に展開するかわかりませんので、その状況に応じた対応を考えたいというふうに考えております。

それから、先ほど議員の質問の中に使用電力の御質問がありましたけれども、今、愛西市役所の方で先ほどの質問の中の10%削減というお話もあつたわけでございますけれども、特段この使用電力について何%削減という表示といたしますか、表向きの数字は出しておりませんが、実は各公共施設のその使用電力について、いわゆる電力デマンド監視システムという一つの装置を、これは総務課長のところに常時備えているわけでございますけれども、例えば年間の契約電力が、例えば100キロワットと。ですけれども、例えば5%なり10%カットしたことにより、電力を一つの契約の電力とすると、当然5%なり10%削減できるわけですね。そ

ういったナビゲーター的なものを常時総務課長のところに配備をしております、例えば契約電力以上に電力が上がれば、当然それは強制的に、支障になりますけれども、電力は一旦落とすと、そんなような取り組みも今、愛西市では取り組んでおりますので、必然的にそれが年間トータル電気量の削減につながっていくというような形で今現在取り組んでおりますので、そんな手法で節電対策にも取り組んでおるという状況でありますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方から平和行政に関する質問の中で、市民や子供たちが被爆者の体験を聞く機会を設けるということ、それから原爆のパネル展示などの今年度の状況などについて御答弁させていただきたいと思っております。

被爆者の体験談につきましては、直接そういった行事を持っているということはありませんが、議員御質問の中でもお話がありましたように、広島へ派遣をいたしております。各学校におきましては、こうした派遣された生徒さんが文化祭、あるいは全校集会等で報告会を行って平和のとうとさ、戦争の悲惨さについて全校生徒と共有をしていただいているところでございます。また学校によりましては、老人クラブの人を招きまして戦争体験のお話を聞くと、そういった企画をしていただいている学校もございます。それからパネル展示でございますが、昨年度2カ所にふやさせていただいておりますが、今年度はもう1カ所ふやして3カ所、佐屋公民館、立田庁舎、八開庁舎の3カ所で設置をする予定をいたしましております。また折りヅルにつきましては、8カ所、4庁舎と佐屋老人福祉センター、佐織総合福祉センター、八開総合福祉センターで計画をする予定をいたしております。以上でございます。

#### ○14番（加藤敏彦君）

再質問をさせていただきます。

まず、市長の原発事故に対する見解を伺うことができました。本当に今回の事故は想像もしなかった事故ということで、だれもが大きな受けとめをしていると思っております。福島原発事故が起こりまして、それに伴い、菅首相が危険だということで浜岡原発の停止を要請し、中部電力もそれにこたえて浜岡原発を停止させたわけです。それによって、新聞報道などでは、余裕電力が8%から10%は必要なんだけれども、4.8%ぐらいしか余裕電力がこの火力などを行っても取れないということで、非常に不安定な状態なんですけれども、一つは、浜岡原発というのが中部電力で唯一の原子力発電で、これが3年間ぐらいはとまると。そして、3年たったら本当に稼働できるかということだと思いますと、先ほども述べたように、大変危険なところにある浜岡原発は廃炉にすべきだという、私たち日本共産党もそのように考えますけれども、やっぱり住民の世論もその方向に向かうのではないかと。そうなりますと、中部電力管内では原子力発電がない状態で今後進めていかなければならないということが非常に可能性としては高くなると思っております。そうなりますと、やはり先ほど市長も、自然エネルギーのことを取り組んでいかなければならないというふうな見解を述べておられますけれども、やっぱりいち早くその方向に沿っていくべきではないかというふうに思いますが、原発の問題、それから浜岡原発の間

題、そして自然エネルギーの問題でそのような方向に積極的に進むことについて市長の考えを伺いたいんですが。

**○市長（八木忠男君）**

今回の浜岡につきましては、大変立地条件が福島と似ていると。しかも東海・東南海・南海地震などの連動が予想されるということで、ああした状況が生まれたというふうに判断をしておりますけれども、これは国と事業者であります中部電力との間の約束事もあるやに聞いておりますが、その内容については、よくわからないところがございまして、先般も中部電力の津島管内の営業の方が見えまして、中電の考え方などもお聞きしたわけでありまして。まさに太陽光発電なり、いろんな新エネルギーの供給、あるいは火力の復活などを説明していただきました。しかしながら中部電力事業者としての、今、原発に対する判断をされたわけでありまして、中止ということは今後の電力供給の状況も見ながら判断をされることと思っておりますけれども、これは浜岡ばかりじゃなくて日本全体の問題で解決が見出されるというふうに思っております。

**○14番（加藤敏彦君）**

はい、ありがとうございます。

私は浜岡は特別に危険だというふうに質問の中でも述べさせていただきましたし、そのことはやはり地震などの専門の方々、やはり常識以上の状態だというね。地震の真上に原発をつくっておるということですので、やはり私たちは事故が起こったら今度は、今はまだ、きのうですか、大村知事が愛知県の海水浴場は大丈夫だよと。放射能は大丈夫だよという報告をされておりますけれども、事故が起こったら愛知県じゅう影響は避けられないという可能性がありますので、やはりそういう点では浜岡原発には特別の姿勢で臨んでいただきたいというふうに私は思いますので、ぜひそういう立場に立っていただくことを望みたいと思います。そして、自然エネルギーの推進で、特に今、愛西市が進めている太陽光発電ですけれども、これまでは地球温暖化を少しでも緩和する啓発的な事業として進めてまいりましたけれども、今後はやはり自ら発電していくと。特に太陽光発電のいい面は、真夏の暑いときに発電してくれますので、そういう点では電力需要の緩和にも役立ちますし、個人の家庭におきまして、昼間など家に見えない方は、その分だけ売電という形にもなってきて、大変電気代なんかも経費節減にもなるという生活防衛になる面もあると思いますので、そういう点では、この愛西市でも、発電ということの一つの物差し、目標を持って進めるべきではないか。進めていただきたいと思っておりますけれども、そういう点について補正予算とか、それから新年度に向けての考え方をお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、今、愛西市が1,000万円の予算を組んでおりますが、そのうち県の補助は70万円だと聞きました。やはり県に対しても積極的な予算措置をしていただくよう求めていただければ、もっと枠が広げられるんじゃないかと思っておりますので、そういう点、市長また担当から御意見があったら伺いたいと思いますが、まず市長から。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

きのう榎本議員の質問にもお答えをさせていただきました。近隣市町の予算の金額もきのう述べさせていただいたとおりでございますが、愛西市につきましては、他の市町と比べても予算枠としては見劣りはしませんし、1キロワット当たりも現在5万円ということで近隣の市町に比べても見劣りはいたしておりません。補正予算はどうかという話なんですけど、実は既に議員も質問の中でおっしゃってみえたように、予算がなくなったということで、それは残念だということで全額自費というんですか、国の補助は国の補助であるんですけども、それでも既に設置をされた方への対応の関係もございますので……。ただ私どもは、事務担当部局としては、来年度の予算に向けて、ある程度増額がお願いできないかという要望は財政当局の方にはしてまいりたいと思いますが、他の諸事業の関係もございますので、それが通していただけるかどうかについては、今ちょっと申しわけございません、ここでお約束ができませんのでお許しをいただきたいと思います。それから議員、新築の建物の関係でそれが全部太陽光のシステムを設置すれば、7%、場合によっては15%の動きにもなるんじゃないかとおっしゃいましたが、私もこの2年間ぐらい大体予算書の裏にメモで印をつけておりますが、確かに新築の際にシステムとして設置される方が多うございますが、実際の中には、半分近くは既設の建物の中へ設置をされる方もありますので、建物を新築される方にすべて、そういうシステムに取り組みれるというようなこともないと思いますので、これについては少し御承知おきをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○14番（加藤敏彦君）

今、担当部長の方から、新年度へ向けて予算の増額を求めていきたいというふうにありましたけれども、今回の質問の中では、これまでは地球温暖化対策として太陽光発電の助成事業を進めてきたけれども、やはりこれからは自らエネルギーをつくっていくという、発電をしていくという位置づけもぜひ持って対応していただきたいと思っておりますけれども、市長の考えを。今の総合計画では、地球温暖化という形で位置づけておりますけれども、やはりエネルギーを発電していくんだという位置づけをこれからは持って対応をしていただきたいと。事業拡大をしていただきたいと思いますが、その点の確認をさせていただきたいんですが。

#### ○市長（八木忠男君）

担当も、予算の増額を財政にお願いをしたいと言っておりますので、よく検討してまいります。そして、これは建てられて利用された方のお話ですが、250万から300万ほどかかるそうです。そして耐用年数もかんがみみますと、その方いわく、大変な投資もしなくてははいけないと。その中で、補助があるからないからではありませんが、これは愛西市民の皆さんの考えの中に今般のことが大きく反映されるといいかなということを思っているところでございます。そして、何か皮肉なことに、皆さんの御要望で全小・中学校に扇風機をつけた途端に、節電、節電なんて、これはなかなか皮肉なことで、ままなりません、それはそれといたしまして、節電についても私も首長にならせていただいた当初から、朝、始業前の電灯の消灯ということやら、細かくそんなことも言ってきた一人でありますので、今後も節電対策は進めてまいりたいと思っております。

#### ○14番（加藤敏彦君）

今、市長は太陽光発電を設置された方の声を紹介されましたけれども、一つは2年前から売電価格が大きく上がって、その状況が大分進んだのと、それからもう一つは、現在は中部電力は余剰電力のみを購入していますけれども、やはり諸外国でいきますと発電電力全量購入というような形で、ある面では設備の償却がもっと短い時間でできると。そういうことは、いずれ国の方で検討していかなければならないというふうに思いますので、そういう点では産業的な立場とかエネルギー的な立場、暮らしのあり方なんかを含めてこの問題が非常に重要な問題になってくると思いますので、そういう立場で積極的に受けとめ、対応をしていただきたいと思います。

それから平和行政ですけれども、平和市長会議への加盟ということで、きょうは資料も用意させていただき、隣の弥富市が平和市長会議に加盟したと。まあ表を見ていただきますと、愛知県は割とゆっくり加盟する県だなとは思いますが、やはり市長も見劣りをしないような対応をしていきたいということですので、ぜひ弥富市に続いて愛西市も加盟していただくことが平和の世論を引き続き高めて、愛知県も100%の加盟していくその一歩でありますので、ぜひ決意をしていただくよう求めて質問を終わります。

#### ○議長（大宮吉満君）

14番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開は13時30分からといたします。よろしくお願いいたします。

午後0時04分 休憩

午後1時30分 再開

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、お昼の休憩を解きまして、再開をいたしたいと思います。

次に、通告順位12番の5番・下村一郎議員の質問を許します。

#### ○5番（下村一郎君）

昼からのトップバッターとして質問させていただきます。

私の質問させていただくのは、予想される大震災対策でございます。中でも現佐屋地区、旧佐屋町の問題について重点的に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

東海地震など東海地方を襲うと予想される大地震の対策についてお尋ねいたします。

県も3連動地震を想定した地震対策を検討するようでございます。多数の議員から地震問題に対する質問がありましたので、前置きは省かせていただいて質問させていただきます。

東海地域の予想震源域は、浜岡原発も含む陸地ですが、東南海・南海地震は海でございます。過去の地震では、慶長地震、宝永地震がいずれもマグニチュード7.9、8.5で、3連動だったということが明らかになっておりますし、その後も2連動があつて、翌日もう一つが来て3連動になったこともあるそうでございます。

昨日、資料を見ておりましたら、朝日新聞の記事で、政府の地震調査会が東海地震の発生確

率を今後30年間で87%と発表したとありました。04年の同委員会の発生予想確率は84%でございましたので、東海地震がひしひしと迫ってくるなあと、それ恐ろしい感じを受けました。

最初に、市当局はこの発生確率をどう見ておられるか、お伺いいたします。

あとは自席でお尋ねします。よろしくお願いいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、まずお答えをさせていただきます。

東海地震がいつ起きてもおかしくないと言われてから久しいわけでありますけれども、今回のこの発表で、地震発生の確率がより信憑性が高くなったなあと、そんなふうに思っております。

なお、今回の東日本大震災を踏まえまして、行政はもとより努力してまいります。こういった確率が発表されたことによって、市民の皆さんに単に恐怖心をあおるだけではなくて、日常の備えがいかに重要か、そういったことを改めて啓蒙していきたいと思っています。

そしてもう一つ欲を言えば、こういった発生の確率よりも事前の地震発生の予知情報をもう少し正確に出せるように、国には観測網の整備など、そういったものを要望していただければと思っています。そうすれば私ども行政としても手が打ちやすくなるのではなかろうか、そんな気持ちがいたしております。

#### ○5番（下村一郎君）

5月24日に、私は愛西市の佐屋地区に大きな影響を与えるだろうと思われる日光川堤防を見にまいりました。私が見た場所は、JR関西線の日光川鉄橋の付近でございます。堤防に立って西を見ますと、永和台、そして少し南西を見ますと大野町が見えました。津波が日光川をさかのぼってきたり、地震の液状化で堤防が陥没すれば、一気に浸水するのではないかと思います。

資料を議員の皆さんにお配りしておりますけれども、23年3月発行の「日光川」というパンフレットの中の一つのところを印刷してお渡ししたんですけれども、県も堤防の液状化については陥没をするという考えがあるようでございます。私は日光川の堤防の中でも、私が見に行った関西線の鉄橋付近が大変危険だと思いました。線路は堤防の高さと同じです。ところが、橋げたは1.5メートルから2メートル下にあります。

先日、私は、日光川工事を担当する海部建設事務所に地震対策の県の取り組みについて聞きに行ってみました。県は、日光川の地震対策は、22年度に完了したと答えました。問題の鉄橋については、危険なので鉄橋を上げる方針が決まっているけれども、10年以上、いやそれ以上かかるのではないかとのお話でございました。簡単に言うと、ちょっと近い将来、本当にできるのかなという心配のあるお話でございました。

鉄橋付近の堤防の液状化対策について日光川工事事務所に図面を見ていただいた結果、工事が行われていないということでございました。つまり、鉄橋付近は非常に危険な場所になります。この日光川の液状化対策は、一つは、資料によりますと、サンドコンパクションパイル工法という、いわゆる砂を固めてそれを打ち込むという工法、そしてもう一つは、25メートルの

鋼矢板を打つというようなことで液状化をとめようということでございますけれども、これが障害物がある鉄橋の辺は工事ができないということで行われておりません。その面で私としてはここが非常に危険だと思いますけれども、市としてはこれについてどう見ておられるか、また対策について考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、日光川の関西線の鉄道付近のことということでございます。日光川の関係につきましては、議員御指摘のとおり、甚大な点が生じる区間を優先区間として、平成22年度までに液状化対策は行っておるということでございましたが、関西本線の線路につきましては、堤防高とほぼ一緒の高さであるということでございます。

愛知県にお尋ねをしましたところ、関西本線の上流部の右岸堤については、JRから350メートルほどは液状化対策を平成17年度に施工されているというふうに県の方から聞かせていただいております。

ただ、御指摘のように、線路が堤防高と一緒ということもございますので、愛知県においては、鉄道事業者であるJR東海とは、現在、調整等に入っているということで、ボーリング調査なども一部施工をされているということでございます。

市といたしましても、少しでも早く着手していただけるように、今後も県の方には要望してまいりたいと思っておりますし、関係市町村において日光川水系改修促進期成同盟会というものを設置してございまして、その同盟会においても少しでも早く改修していただくようにということで、今まででも要望しておりますし、これからも要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○5番（下村一郎君）

この件につきましては、こういう大震災の後でありまして、国の予算もずうっと東北の方へ行ってしまわないかということから言いますと、なかなか厳しい。多分これは国の補助ももらわなくてはいかんと思うんですけれども、そういうような面があるかと思えます。そういう面では、関係市町村が県やJRにしっかり働きかけるということが必要でありまして、工事に協力、そういう団体もつくっておられるようですけれども、それ以上に、そこでやってもらうのはもちろん大事ですし、特にこの地域から言えば、あそこが決壊した場合にどうなるかということを考えますと非常に心配であります。これは津島市も関係しますし、今お話のあったのは、津島市の今の鉄橋の北のところに団地がありますが、あの周辺はやってあるんですよ、液状化対策は。ところが、あそこだけやっていないんです。だから、そういう面で行くと、あそこが陥没すると、相当大きな影響を与える。これは一気に来てしまうというようなことがありますして、東海地震は一応30年以内の確率を出しておりますけれども、いろんな見方があって、いや、30年というものの20年以降に来るのではないかという意見もあります。しかし、これはわかりませんので、いずれにしても、早く鉄橋をかさ上げするというふうにしなないとだめだと。話を聞きますと、あそこは複線化の用地を確保してあるので、工事そのものは用地買収なしにやれるんだというようなお話もありました。いずれにしても、これは強力に進めて

いただかないと心配の種は消えないというふうに思いますが、どうでしょうか。

○経済建設部長（加藤善巳君）

当然市としまして、大変議員おっしゃるとおり危惧しているところでございます。先ほど申し上げましたように、関係市町で期成同盟会をつくっておりますので、その関係市町と一緒に強力で要望してまいりたいというふうに考えております。

○5番（下村一郎君）

そして、この佐屋地区というのは伊勢湾台風の際は大部分が2ヵ月以上ですかね、浸水した地域で、大変だったという記憶を私も持っておりますし、まだそういうことを御存じの方がたくさんお見えだと思います。

伊勢湾台風以降、堤防の改修など、一定の防災対策が行われてきました。地下水くみ上げによる地盤沈下でこの防災対策が、1メートル以上沈下したために、せっかくの対策が相当意味がないような格好にまで陥ってしまいました。私の記憶では、1年間に19センチも下がった地点があったことを覚えております。

私が市の都市計画図で愛西市の標高を調べてみましたら、佐屋地区は99%以上がマイナス地域で、市役所の前の道路はマイナス1.3メートル、富吉駅北の道路はマイナス2メートル、一番低いところは永和小学校東の道路がマイナス2.6メートルとなっております。市のとるべき災害対策は、家屋の倒壊以外に浸水の対応も考えねばなりません。市としてはこれについてどう考えておみえになるか、お尋ねをします。

○総務部長（石原 光君）

それでは議員の、浸水の対応も当然考えていかなければならないと。対策はどうかという御質問でございますけれども、今、議員の方から、それぞれ地区の標高についてお話がございました。実は私どもも、永和地区の今の避難所の位置の標高を当たらせていただきました。議員のおっしゃるように、相当低い値を示しております。

そしてもう一つ、もう既に皆さん方に配付しておりますハザードマップ、これも議員の方から、先ほど来、御指摘がありますように、浸水想定図という形でお示しをさせていただいております。

そして、当然家屋以外に浸水の対応を、これは市としても当然対策を講じていかなければならない。これは当たり前のことでありますけれども、ただ、現時点で、この浸水対策については抜本的な対策というものが、じゃあ何があるんだろうと。当然それは自然現象の中で、今、議員の方からもお話の地盤沈下といった分もあるわけでありまして、ただ、今私どもがその一つの対策の一環として市民の皆さん方にお願いができるということは、やはり洪水ハザードマップ、これは浸水想定図でございますけれども、これを参考にさせていただいて、やはり地域の低いところにお住まいの方、議員のお話のとおり、永和地区は全部浸水しちゃうよという話もございましたけど、まずは自己防衛策を講じていただくというのが必要ではないか。と申しますのは、やはりその段階で高いところへ避難をする地域、あるいはその家庭内において日ごろから心がけていくというものが最重要な一つの大切な心がけではないかなあと。

当然市としては、今、避難所というものを指定しておりますので、2階以上、3階以上の建物がありますけれども、当然そういったところへの誘導というのは考えておりますけれども、いずれにしても、事前のその対応をそこでお持ちになっていただくことが肝要ではないかなというふうに思っています。

#### ○5番（下村一郎君）

先ほども日光川の危険な状況については申し上げましたし、市当局も認められました。

市のハザードマップは、昨日も大野議員の方から配付されましたが、このハザードマップを見ますと、永和学区を中心に、もちろんこれは東保・本部田の地域、金棒の地域もそうですが、色が青になっておりまして、最初のページ紙のところを見ますと、それが2メートルとか、あるいは2メートル以上というような形で、特にこの日光川のハザードマップについていえば言えるというふうに思います。

そうしますと、最近の報道を見ましても、本日の中日新聞でもそうでしたけれども、従来とは違う津波が襲ってくるのではないかなということをおっしゃって、2メートルぐらいと言っておったのが、あるいは5メートルぐらい来るのではないかと、4メートルぐらい来るのではないかという話になっております。

実は県のホームページを見てみましたら、「想定東海・東南海地震連動津波」という絵と地図が載ってまして、これを見ますと、日光川の河口の飛島村のところで2.2メートルというふうになっています。これは低い従来のものでありますけれども、そういうようなことからいった場合、今回はこれが大きく想定が変わってきますと、相当大的な水が来る可能性がある。浸水もそれと同じように高いものになってくるということで、問題は避難所の問題です。避難所は、仮に水が3メートル、3.5メートルというふうになった場合は、2階の避難所ではちょっと危ないかなという感じを受けます。

永和学区には7カ所の避難所があるんですけれども、永和小、永和中を除いて全部2階建てということからいって、これでは本当に大丈夫かなという心配を持ちます。私も、今「防災アンケート」というのを実施させていただいておりますが、早速永和学区の方からそういう御心配の回答が寄せられております。

いずれにしても、避難所については3階建て以上が望ましいと思いますが、この点について、あるいはその避難所対策として市としてどのような点を考えておみえになるか、お伺いしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

先ほどのお答えに関連するかもわかりませんが、議員がおっしゃるように日光川というのは昔から天井川ということで、あの地域の特性という中で、昔から水との闘い、先人の方々も苦しんでみえた、それは私もよく承知しています。

その中で約7カ所の避難所が今永和地区にあるわけですが、それじゃあ、そのすべての、議員がおっしゃるように、今回その想定が見直された中で大丈夫かと、大丈夫ですよということについては、私自身100%言い切ることはできません。ですから、今の永和地

区以外の高い避難所もあるわけで、そちらの方へ事前の準備、もしそういうような状況になれば、当然市としては真っ先にその誘導しなさいという指示をしますので、そういった指示に従っていただいて高いところへ避難をしていただくということが最重要ではないかなというふうに思っていますし、また議員の方が対策ということでお話がございましたけれども、今、大治町ですか、きょうの新聞にも載っていますように、やはり私ども市としましても、きのうの質問の中にも民間施設との協定の関係がありましたけど、私ども今調査をしております。3階以上の民間施設、商業施設、そういったデータも今つかんでおるわけでありまして、できることなら近々にそういった民間施設に協力依頼をした中で、そういった避難所への指定という形をできれば取り組んでいきたいなあと、まずそれが一つの対策というふうに考えております。

#### ○5番（下村一郎君）

実はこの4月の一斉地方選挙のときに、私は大治町の新人候補の応援に行っておったんですよ。その中で、あそこも非常に低いところがあって、砂子という地域ですけれども、非常に低い。両側が大きな川に挟まれておって、堤防が決壊したら5メートルというようなお話で、ハザードマップがつくられておりましたけれども、そのときにあちこちで伺ったのは、やはり民間施設を借りて、そこへ避難をしなくちゃいかんのかなというお話がありまして、私どもの候補者もそのことを公約したんですが、きょう新聞を読みますと、そういう答弁をしておるようでありまして、これは愛西市においても同じではないかなという気がします。

私は、今の民間の高い建物を避難用として協力をお願いするということは非常にいいことだと思うんで、またきのうも質疑で少しありましたけれども、農村部は高い建物がありません。これは多分1カ所ぐらいあるかもわかりませんが、なかなか避難するという面では厳しい面がありますので、市の公共施設というのは避難所も兼ねるという意味で、特に避難所のないところに3階建て以上の避難所を考えていくべきではないかと。

今、防災コミュニティセンターの話が出ていますけれども、特に浸水を心配される地域については、やはり3階建てということも検討していく必要があるのではないかと。そういう施設がないところについては、防災コミュニティセンターをつくっていくということも考える必要があるのではないかとというように思いますが、その点についてはどうか。

また、高速道路の問題です。高速道路は高いもんですから、高速道路へ避難したいという方も見えます。せんだって、私が鉄橋を見に行ったときに、たまたま歩いておられた方が、ここは高い建物が全然ないので、逃げるとしたら高速道路しかないんだと言われるんだね。あそこへはしごをかけたら、どうも堤防から上れそうなところだったんですけれども、いずれにしても、それは一つの案でして、そういう意味では高速道路も避難できるように働きかける必要があるのではないかなと思います。この点についてどうお考えか、お伺いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

議員お話がございましたように、特に農村部、私も立田出身でありますけれども、立田・八開地区にはそういうところがないと。今現在、私、調査をしておりますという話をいたしました

けれども、これは税務課の資料で今データの的にちょっと拾ったわけでありましてけれども、愛西市の中には3階以上の建物、これは一部個人の住宅は除きますけれども、病院・学校等、それからマンション、社員寮、商業施設、そういったものを合わせますと、大体80棟ぐらいあるようだという事です。数字をつかんでおります。ですから、先ほど申し上げましたように、今後、そういった形については協力依頼をかけていくと。

そしてもう一つ、立田の中にも、議員も御承知のように堤防がありますね、南北に。そういった高い箇所にも一部社員寮的なものもありますので、できることならそういったところもお願いをしていきたいなあというふうに思っています。

そして議員の方から、低い地区にはそういった新しい建物も整備していく必要があるんじゃないかというお話でございますけれども、今、防災コミュニティセンターを三つ計画しておるというお話も一方であるだけで、今後の一つの整備につきましては、現状の標高等々を考慮した中で、当然その階高といいますか、建物の高さについては、当然設計の中で私としては十分配慮されていくべきであるというふうに考えております。

そしてまた、特に農村部へ防災コミュニティセンターを新たに建てるということになりますと、これまた今御案内のとおり、立田には南・北コミュニティセンターがありますし、八開地区については、堤防の上に水防センターもあります。あるいは、八開庁舎もあります。そういった中で、新たに財政面とか、いろんなものを考慮しますと、今計画以外のコミュニティセンターを新たに建てるということは、ちょっと難しいというか、できないというふうに私としては判断をしております。

それから高速道路の関係ですけれども、これは東日本大震災の報道の中にもその高速道路で、それが防波堤になって助かったと、それから先は津波が行かなかったという報道もあったわけで、ある部分それが防波堤になるんじゃないかなあと。それと、やはり高速道路というのは相当高いところに道路が計画されておりますので、実は担当とも話をしておりましたけれども、そういった民間の施設以外に、できることならそこから上れる状況であるならば、一度道路公団の方へも緊急の場合ということ想定した中で一遍働きかけていく、話を持っていきたいなあというふうに考えております。

#### ○5番（下村一郎君）

後でまた言わせてもらいますけれども、農村部、高い建物がない地域、特に浸水のおそれのある地域についての避難所も兼ねた公共施設の建設というのは非常に大事なことです。これは御承知かと思いますが、各地の津波の関係でも、わざわざ何千万、億という金をかけて地震の避難所をつくるというようなところも過去にもありましたし、今後もあるようでございます。

そして、高速道路に仮設階段をつくっているというところもあります。これは仙台東部道路というところですね。ここはせんだって東北大地震もありましたけれども、仙台市若林区とか名取市なんか5カ所の非常階段を設けて避難できるようにしてあるということでございます。

また、これは徳島県ですけれども、徳島県はこの高速道路の利用も含めた高速道のり面を避難所として使わせてもらえないかという要望を国に、これは道路公団ですが、出したという

ような記事もございます。

いずれにしましても、現実には四国の瀬戸大橋なんかで低い島などについては避難所に使っているというところも現実にあるそうです。

いずれにしましても、今は頭をやわらかくして、いろんな発想をしていくということが必要な時期ではないかなと思いますけれども、その点どのようにお考えか、お伺いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

確かにそのとおりでというふうに思っています。今、画一的にやわらかい頭というお話がございましたけれども、いろんなできることというものを、一つの発想といいますか、課題として出すことが必要ではないかなあと。その中で取り組めること、取り組めないことというものを整理していくということが必要ではないかなというふうに思っております。

#### ○5番（下村一郎君）

昨日、実は公民館の前である女性に偶然にお会いしたんですけど、この方がこう言われたんですよ。地震が来たら、水が怖いのですぐ公民館に避難してくると言われたんですね。部長が先ほど言われましたように、事前に避難するようにしなくちゃいかんという話と同じような話なんですけれども、こういうふうに言われました。

私は、市が今急いで整備する必要があるものについて幾つかあると思っておるんです。例えば、きのうもお話がありましたし、きょうもあると思いますけれども、情報をいち早く届けること、そして水が来ても大丈夫な避難所を拡充すること。それから、地震対策の市の中核部である、そして災害対策本部を置かざるを得ない市役所の安全対策。東北大震災では、津波でたくさん職員が流されて市町村がパンクしたという、事務ができないというような状況がございました。そういう面でも、職員の安全を考えても、倒壊をしないように急いで整備をしていかないといけないかなという気がします。

これらはいろいろたくさんあると思いますけれども、まず真っ先に急いでやるという面では前倒しをしていく必要があるのではないかなという気がします。御見解をお伺いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

議員の御意見、御指摘はもつともだというふうに理解はしておるつもりです。ただ、こと庁舎の関係につきましては、最前から一応申し上げておりますように、3年先にはこの前に立派な増築庁舎ができると。そうしますと、この本庁舎も耐震化がしていないわけです。あわせて、立田庁舎、それから佐織庁舎の一部、これも耐震がしていないわけでありまして、おっしゃるように前倒し、それは一つとしては必要な部分というふうには私自身も思いますけれども、当面そういった本庁舎だけじゃなくて、立田庁舎、佐織庁舎、そっちの方の耐震的なものを考えていかなければなりませんので、これはトータル的にひとつよく検討すべき課題であるというふうにとらえておりますが、いずれにしても、庁舎の統合というのが目前に来ていきますので、それまでの間は、きょう午前中、いろんなほかの議員さんからも御指摘をいただきました。やはり各庁舎の中で即時対応ができるような訓練の実施というものを反復しながら、緊急時に対応していくということが必要ではないかなというふうに現時点では考えております。

○5番（下村一郎君）

そこで、万一日光川の堤防が決壊をしたと、そして広い地域に浸水をしたという場合に、伊勢湾台風のときもそうでしたけれども、避難、連絡、それから救援物資の配布などについては、舟がないと動きがとれないということは明らかだと思うんですね。愛西市には舟は何艇ありますか、お伺いします。

○総務部長（石原 光君）

今現在、舟艇でございますけれども、今愛西市として保管しておりますのは全部で36隻、一応保管しております。

それ以外に、議員も御承知のように、県の水防事務組合、水防倉庫がありますけれども、これが愛西市内の中にそれぞれありまして、舟艇とゴムボート合わせまして15隻、これが別にあります。そのような状況でございます。

○5番（下村一郎君）

絶対数が非常に足りない。旧佐屋町の時代に消防団に各1艇ずつ管理して訓練してもらった記憶がありますけれども、これも含めてだろうと思います。

いずれにしても、絶対数が非常に少ないということになりますので、ある程度の補充はしていかないと、特に関係地域の浸水で動けなくなるような地域については特別に対応策を考えていっていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○総務部長（石原 光君）

この36隻というのが多いか少ないかというとらえ方もあると思いますけれども、特に佐屋地区につきましては、22隻の舟艇がそれぞれの避難所に配備をしてあります。

そして、それぞれ立田地区には4艇、八開地区には水防センターを含めて5艇、それから佐織には各分団に5艇というような配備がしてあるわけでありまして、こういった言い方は失礼かもわかりませんが、やはりそれぞれの地区は、やはり川を控えております。議員が御心配されてみえますように、日光川もあります。佐織地区は、目比川もあります。領内川もあります。私も木曾川のすぐ下に住んでいる身として、やっぱり木曾川も控えております。そんな状況の中で、それぞれの議員が冒頭に申されました液状化、堤防の決壊、これはあすにでも起こるかもわかりません。そういった状況を考えますと、それじゃあ36隻で大丈夫かという一つの疑問も出てまいります。ですから、今後その舟艇の再配備・補充等については、今、舟艇は一つの大きなジュラルミンというんですか、そういったものであるわけでありまして、例えば簡易なゴムボート、そういったことも将来的に、当然舟艇は更新を図っていかねばなりませんので、そういったものの一つの活用というものも、再配備も含めて総合的に検討していく必要があるのではないかなというふうに現時点では思っております。

○5番（下村一郎君）

私が以前佐屋町の議員のころ、豪雨で浸水したことがありまして、実は天王川の遊覧船を10艇ほど、私の裏の方の御親戚がやってみえたということで頼んだことがあるんですけども、そのころでも足りなかったんです、舟が。だから、そういうことで借りたんですけども、普

通のボートですけれども。そういう意味では、足りるか足りないかといえば、圧倒的に足りないというのが現実ではないかと思えます。ぜひそういう点では検討をお願いしたいと思います。

さて、東日本大震災は、政府も地方自治体も、そして国民も防災の視点で物事を考えるべきだということを、そういう認識を深めた大震災であったのではなかろうかということでもあります。

そこで、進んだ自治体では、既に動き出しております。動き出しておるといのは、具体的には行動が始まっているという意味であります。名古屋市、大阪市も、想定では津波が来ないということだったが、津波避難所を民間も含めて設定をするとか、弥富市も津波は来ないということだったけれども、津波のハザードマップをつくるとかというような形で出てきております。

そこで、八木市長の招集あいさつで、災害対策については、共助・自助と言われただけであります。不思議なことに公助が入っておりません。これは流れとして公助・共助・自助、これが大体一般的に続けて使われる言葉でありますけれども、公が入っていないんですが、これは何か理由があるのでしょうか、市長にお尋ねします。

#### ○市長（八木忠男君）

下村議員の質問にお答えをいたします。

自助・共助・公助、これは三位一体でございまして、公助は当然であります。しかしながら、お話ししたのは、今回のあの状況を見ていただいて、まさに自助・共助が真っ先に大事だと。当然公助はしていくわけでありましてけれども、以前、全国の都市問題で兵庫県にお邪魔した折にも、その講師先生が、現実にはそうした災害が発生をいたしますと、公助はおおむね2割程度ということをおっしゃっていただきました。ですから、自助・共助についてのあいさつとさせていただきます。

#### ○5番（下村一郎君）

私は、これは受けとめ方の問題ですが、最初から自覚と住民相互や地域の助け合いということをおっしゃられて、市のことについてはあまり触れられていないと。その前段部分では、いろいろ職員を派遣されたというようなお話がありました後に言われたもので、これはちょっと違和感を感じたんですよ。

そこで、市長は公助についてはどう考えてお見えになりますか、今、ここずうっと質問してまいりましたけれども、公助の話をずうっとしてきたんですけれども。

#### ○市長（八木忠男君）

私どもの地域は、過去にも幾度かの震災、災害を経験しております。おっしゃっていただきました伊勢湾台風が34年、36年の集中豪雨、そして旧佐織の51年の目比川決壊などなどで、過去のそうした経験をしてきているわけでありまして、当然公助はそうした折々から、いつも皆さん方から質問もいただきますように、今回のあいさつの中でも防災計画の見直しやら総点検をお願いしていくと、進めていくということを示しているわけでありまして、今回も多くの皆さんに、この防災についての御指摘をいただいております。私どもは、議会の皆さん、そして

市民の皆さんと一体となって、国・県の数字的なもの、そうした資料もあわせて収集しながら、よりよい方向づけをしていきたいと思っております。

○5番（下村一郎君）

東日本大震災は、私たちに福祉や教育、医療においても、防災フィルターを通してチェックをしていくべきだと。いろんな形で全面的に市の施策についても見直していくと。

例えば、せんだって目比川の決壊のときに避難された方が言われました。北河田小学校で温かいものを呼ばれた。あそこは給食室がある。ほっとしたと。それまでは勝幡小学校へ避難しておったんですけれども、冷たいものばかりだったと。だから北河田にかわったら、温かいものを出してくれたと。やっぱり学校給食は自校方式がいいですねと言われました。ああ、なるほど、こういう面もある。結局、両面があるんですけれども、効率、効率で大きな給食センターをつくったって、そばで調理して出してもらえないということはないんですよね。だから、そういう意味では、一つの例ですけれども、我々は東日本の大震災を教訓として、防災フィルターを通して見ていくということが必要ではないかということを私は主張して、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（大宮吉満君）

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩を十二、三分とりまして、14時25分から再開いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして、再開をいたしたいと思えます。

次に、通告順位13番の13番・真野和久議員の質問を許します。

○13番（真野和久君）

それでは、2点について質問したいと思えます。

まず第1点目は、市の防災対策、そして計画を実行できるように具体化をとということです。

東日本大震災は、3月11日、ちょうど3月定例会の私の一般質問のときに起きました。その揺れ方から、かなり大きな地震が起きたということは考えましたが、やはりその被害の大きさは、まさに私たちの想像を絶するようなものでした。本当に被災された方にはお見舞いを申し上げるとともに、亡くなった方の御冥福と、また被災地のいち早い復興を願わずにはおれません。

そうした中で、今回も防災対策について2点ほど質問したいと思えます。

まず、一つ目の問題として、防災同報無線の整備についてであります。

前回は質問しておりますが、今回の震災でも防災同報無線の重要性はさらに高まったと思えます。と同時に、日ごろの問題点を指摘した中でも、また5月に私たちが視察に行った浦安市でも、今回の震災での情報伝達で屋外スピーカーの音が聞こえないという問題を伺いました。やはり防災同報無線については、戸別受信方式を併設することの重要性をますます感じたわけ

であります。

これまでも何度となく、この防災同報無線については質問をし、また特に佐織方式である戸別受信方式を採用するように求めてまいりました。また、その中の費用がかかるということでは、コミュニティFMや、またMCA無線の提案なども以前には行ってまいりました。

今回、愛西市は、今年度、電波状況調査の後、きのうの質問の中でも、来年度に一部詳細設計、また実施設計へ入るといような答弁もありましたので、今回、しっかりと防災無線について具体的にどうしていくのか、市の考え方について尋ねたいと思います。

その1点目として、まず基本的な方ではありますが、屋外方式と戸別受信方式の長所や短所について、市としてどう考えているのでしょうか。

二つ目に、やはり戸別受信方式を基本とした整備が必要と私は考えますが、市はどのように考えているのでしょうか。

二つ目は、防災計画の見直しとともに、実行できるような具体化をということです。

今回の震災の経験から、当然国や県、また愛西市も防災計画の見直しをするのはもちろんであります。と同時に、これを見直すのには、やはり早急に取り組んだとしても時間がかかります。今やれること、現在の防災計画をしっかりと実行できるようにしていくこと、そのための具体化を進めることにも力を入れるべきではないでしょうか。

そうした関連から、一つ目として、東日本大震災を教訓とした防災計画の見直しについて、国・県の対応と市の今後の対応について。

それから二つ目としては、現在の防災計画が具体的に実行できるような各機関や団体、施設などと具体的な協議をさらに積極的に進めるべきではないかということです。現在でも近隣自治体や、水道、ガス、土木、一部のスーパーなどとの協定があります。しかし、ほかにも、例えば災害時に高齢者の方や障害者の方など要支援者の方に対応するための施設に対しての協定や、透析などの医療への対応に対する協定、またボランティア支援センターの立ち上げのための社会福祉協議会との協定など、実際に災害時に動こうと思った場合に必要な具体的な詰めがまだまだ十分だとは言えません。そうしたことについて進めていくように求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、市民への情報や避難指示なども、具体的に市民が行動できるような支援の徹底が必要だと思えます。

先ほどの下村議員の質問の中でもありました。当然愛西市は、洪水ハザードマップを配布し、また液状化についてのハザードマップなども配布しておりますが、これを市民の方が見ていただいて、それでおしまいでは、やはりだめであります。それに対応するような具体的な、例えば避難指示などもしっかりと市が考えていくことが必要ではないでしょうか。

災害は地震だけではなく、津波だけではなく、例えば水害の場合には、一定予測もつくわけでありますから、水害で浸水するのが2メートル以上になるようなところに関しては、一定の水位のレベルまで達した場合には集団で避難をするということも具体的に計画として、またその地域の市民の皆さんと一緒に行動がやれるような訓練などをしていく

ことが必要だと思えます。

それから四つ目ですが、自主防災会についてです。自主防災会の防災訓練などへの活動支援の具体化の問題です。

例えば現在の防災訓練のメニューですが、消防署にも見せていただきましたけれども、やはりどうしても消火や、あるいはAED、さらには救命についてなどの救命救急などを中心とした体験が多く、そしてまた自主防災会の考え方などについては、安全対策課が担っているという状況になっています。

こうした中で、例えば実地的な避難所体験や避難所運営などの訓練などは、なかなかそうした中では行えないような状況にもなっています。やはり消防署、さらには安全対策課と連携し、そうした具体的な訓練メニューなどについても今後考えていくことが必要ではないかと思えますし、またそうした点での市民へのPRの強化についても必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

大きな項目の二つ目の問題です。西尾張地方税滞納整理機構というのが今年度から発足いたしました。それと市の対応についてです。

今年度から、市税などの滞納整理を県や市町村が協力して行う西尾張地方税滞納整理機構がつくられました。そして、これに愛西市も参加しました。そして、この機構へ回る債権についての対象は、例えば一つ目として督促などの市からの勧告に応じない人や、二つ目として市税を滞納し、納税の相談や連絡をしない人、3点目として滞納額が高額でありながら分納が少額である人、4点目として、納税の相談をしても約束を守らない人というふうになっています。

こうした滞納整理機構への処理事案の送付について、一応市段階では本税の滞納額が5万円以上という話になっていますが、そうした対象となる滞納件数が幾らあって、その中から今回の事案を100件選ぶというふうでありましたが、これを具体的にどんな基準をもって選んだのかについて詳しくお尋ねします。

また、滞納整理機構への引き継ぎの対応として、最初に予告通知書を送付し、それに応じなかった方を自動的にそちらへ送っているという話ではありますが、そうしたことについて具体的に説明をお願いします。

実はこの件については、5月下旬に市民のある方から相談がありました。突然一括で払えと言われて、どうしようという相談でありました。収納課に確認したところ、滞納整理機構へ送るという予告通知を送ったけれども、何の連絡もなかったのが機構へ回しましたという話でした。しかし、本人は通知書を見ていないという話であります。

こうした滞納整理機構の徴収業務と市の対応について、特に滞納整理機構の徴収業務内容についてそのときに話をしましたが、特にその方と整理機構との電話のやりとりについてなどもお話をしましたが、収納課としてどのような形で電話や徴収の具体的なことについてつかんでいるのかというのが非常に不明確でありました。徴収業務の内容を本当に具体的に把握していないのでしょうか、お答えをお願いします。

また、その人は、この間、会社が不景気で給料が大幅に減り、またついには失職をしてしま

い、そして休職中でありました。やっと4月の段階で就職が決まったという状況でもありました。その中で、これまで払える分だけは払ってきたということでの対応でした。また、徴収員の方も、そういう形で対応されてきました。それが突然全額を払えという対応になったということで、大変大きなショックを受けています。単純に予告通知に連絡をしなかったからといって、そのまま回すというのは、やはり問題なのではないでしょうか。

今回の特に滞納整理機構の対応に対しては、電話のやりとりでもおどされているようで、本当に恐怖で体が震えた。これではサラ金から借りるしかないというふうに思ったというような話もされていましたが、本当に毎月徴収員が訪問していて、例えば失業や休職中というような状況などを把握していなかったのでしょうか。そうした点も含めて、また送付をする前に、一言電話をかけるなどして、あるいは訪問するなどして、生活の状況について収納課として把握はできなかったのでしょうか。そうした市民の立場に立った対応を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは自席の方でお尋ねします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、まず第1点目の同報無線の整備の関係で、屋内方式、戸別方式、それぞれ長所と短所があるけれども、それぞれの特徴をという話であります。

まず、屋外方式の関係でございますけれども、これはメリットとしては、屋外方式のみの場合、戸別方式と比べると費用がかなり抑えられると。これは既に一部佐織地区でも実施されておりますし、立田でも同報無線は実施をしておるところで、そういう費用対効果的なものの中から、そういった長所というとらえ方でおります。

それから短所の関係でございますけれども、これは一般的でありますけれども、スピーカーからの音声聞き取りづらいと、屋内では聞こえないというような話もあります。そして拡声器の直近世帯への騒音被害、特に夜間勤務者の方から相当苦情も受けておるのが実情でありまして、そういった騒音の被害というのも一方では考えられるのではないかなあと。それから、暴風とか豪雨、そういった自然的なものによって電波が遮られるといたしますか、音声も遮られるといたしますか、そんなようなデメリットがあると。

それから、当然これは何につけてもそうでありますけれども、大きな地震が発生すれば拡声器が倒壊するというような、そういった短所もありますよと。

それからもう一つ、その拡声器の設置場所の選定に時間を要するのではないかなあと。先ほど申し上げましたように、特にその直近世帯、特に立田でもそうでありますけれども、特に住宅付近への設置ということになりますと、その辺の一つの設置場所の問題というのが大きな問題になってくるのかなあというふうにとらえております。

それから、今度戸別方式の関係でありますけれども、この長所につきましては、これは各世帯へ直接情報が伝達できるという長所があります。

短所といたしましては、費用がかなりかかるのではないかと。それから、受信機の不良等の問い合わせが殺到すると。これは佐織地域が戸別受信機を導入しておみえになりますけれども、

そういったようなケースからの短所というところから整理をさせていただきました。

それから、受信機購入の一部、または全部負担にした場合、これはどういう取り扱いをしていくかという考え方もありますけれども、その一部負担を取るということになりますと、全戸普及というのはなかなか難しいのではないかなと、そういったような一つの経費の面での短所というのがあるのではないかなあというふうに考えております。

そして今回、先ほども議員の方からお話が出ましたように、今年度、電波調査費を一部予算化をお願いしております、昨日の回答の中でも一部、来年度は基本設計と実施設計に取り組みたいという話も申し上げたところでありますけれども、そして議員の方から戸別方式を基本とした整備計画というのにも念頭に入れてやるのが筋じゃないかという話もございましたけれども、現時点でどういう形態で防災無線を整備するかは未定であります。

それで、議員の方からもいろんな話がございますけれども、MCAとかコミュニティFM、いろんな手法があるわけで、そして今年度調査する結果を踏まえて、まずは屋外方式がいいのか、あるいは戸別方式がいいのか、それに係る事業費がどれくらいかかるのかとか総合的に判断した中で、最終的には方式というものを一応市として固めていきたいなあと。当然そういった方向が出れば、当然予算の計上という話になりますし、来年度の基本設計とか実施設計の中でも、そういった具体的なお話ができるんじゃないかなあというふうに現時点では考えております。

それから、防災計画の見直しとの関係でありますけれども、この見直しについては、昨日来から、国・県の一つの見直しというものに準拠した中で、市の防災計画を見直していきますよと。ただ一方で、先ほど下村議員さんの方からおっしゃられましたように、今あるその防災計画というのは、50年先の一つの想定がもとになっておるというふうにはなっておりますが、近々の話では30年の87%というような報道もされておりますので、いずれにしても、早期に国・県もその見直しについては取りかかると。そういった中で、当然一つの方針、方向性というものが出されるのではないかなあというふうに思っておりますので、それに準拠した形の中で取り組んでいきたいと。

ただ、それ以外に市としてやれることは、やっぱり取り組んでいくべきだという考え方であります。例えば先ほどの話であります、避難所の民間施設の指定の関係もありますけれども、やれるものについては年内にでも、避難所の指定については見直しができるんじゃないかなと。ですから、取り組めるものは取り組んでいきたいというような考え方であります。

それから、市民への情報提供、避難指示など具体的にやれるように徹底をということでもありますけれども、確かにハザードマップでも防災マップでも、それから液状化のそういったマップを皆さん方の方にお示しをさせていただいておりますけれども、議員が御指摘のように見ておしまいということでは、やはりこれでは何のためにつくったかわかりません。やはりこれは一応参考にしていただく一つの想定図でありますので、やっぱり活用していただくというのが大前提ではないかなあというふうに思っております。ですから、具体的に今後、そういった情報提供などについては、一層積極的に皆さん方の方にお伝えしたいなあというふう

には考えております。

それから、自主防災会の防災訓練などの消防署と安全対策課との連携の関係ですけれども、言い換えれば、訓練もマンネリ化に来ておれへんかと。内容的にはどうかなあというふうに私自身はちょっと受け取ったんですけれども、やはり今いろんなメニューがあると思います。そして、そのそれぞれの自主防災会でそれぞれの取り組みがあると思います。それで、御指摘のように、きのうでしたかね、安全対策課と消防署の連携をとって、そのメニューというものを連携をとりながら、自主防災会から聞かれても対応できるような形をとっていきたいという話もしましたし、やはりメニューというものを、今ここでどれぐらいのメニューがあるんだということになりますと、即時この場でお答えできないですけれども、そういったことも今後考えた中で、消防署と安全対策課、例えば他市ではどういったようなそのメニューが実施されているのか、そういったことも考慮した中で、より一層訓練内容の充実を図っていければなあというふうに考えております。

それから、西尾張地方税滞納整理機構と市の対応についてということで御質問いただいておりますけれども、これは今議員の方からる御質問、御意見がありました。まず1点目の、いわゆるその対象となる件数、その中から御質問の趣旨にある100件をどう選んだかと、そして引き継ぎの対応についてはということで、まず考え方についてお話をさせていただきたいと思っております。議員の方から御意見があったことと重複するかもわかりませんが、考え方について答弁させていただきます。

まず、対象となる滞納件数、先ほども議員の方から50万円以上云々というお話もございましたけれども、考え方としましては、その滞納額の本税が原則として50万円以上で、これは住民税も含みます。そして、高額、市町村単独では徴収困難な事案、それから差し押さえ財産等の回収見込みがある滞納者、あるいは滞納者の方の所在が明らかで、住所または所在地が愛知県内にある者の中から、一応担当課の方で選定をいたしました。

そして、その中で選定に当たりましては、公示送達とか差し押さえやら執行停止、時効保留、生活保護の方、また明らかに財産がないとか、また病気・事故により長期療養中、そういった者を除いた中で愛知県の担当者と精査し、最終的に100件を選定したというような流れであります。

そして引き継ぎの対応につきましては、これは先ほど通知が行った云々という話もありましたけれども、これは最終的に県と30件を選定した中で、その発送するまでの段階で第1段階、第2段階ということで、最終的に30件までに絞ったわけでありまして。そして、第1次引き継ぎのその該当者の方につきましては、30件の引継予告書兼納付催告書を4月20日に発送いたしまして、指定の納付期限を4月28日としたところであります。ですけれど、納付されない場合、今後、愛知県西尾張地方税滞納整理機構において徴収事務を行うこととなる旨、通知をその案内の中に入れてまして、その結果、1件完納された方もお見えになります。完納された以外の29件を、5月23日付で機構の方へ引き継ぎをしたというような経緯であります。

その中で、議員の方から見ていない云々というお話もありましたけれども、私どもとしては、

きちっとそういった一定の書類を入れて本人さんの方へ郵送したと、そういった状況の中で手続についてはきちっとおつとておるつもりでありますので、そういったことで御理解がいただきたいと思ひます。

それから、2点目の徴収業務と市の対応についてということであります。徴収業務の内容を具体的に把握しないのかという話でありますけれども、基本的には、一たん機構の方へその事務を引き継ぎますと、機構の方の事務に対して市としては、これはこうする、ああするという、ちょっとそういった口を出すことができません。機構と滞納者と何らかの折衝があった場合には、機構の方からこちらの方へ、こういう状況ですよという連絡が当然来ます。その時点で機構とその該当者の方とやりとりの内容というのがその時点でわかりますので、その時点の内容については把握をしているつもりであります。

それと、大変厳しい御指摘をいただきましたけれども、市民の立場に立った対応を市としてやっておるのかというお話でありますけれども、ここへ行くまでには、収納課の担当者がそれぞれ個別に訪問いたしまして、きちっとその辺の内容と申しますか、お話は聞いているというふうに私は思っております。その中で、一方では、こういう言い方をすると大変これも語弊があるかも知れませんが、生活に苦しい方でも、きちっと納税はされてみえる方もおりますし、当然そういった状況の中で税金をお預かりしております。ですから、市民の立場に立った、私どものスタンスとしては当然そうであります。ですけれども、今回のケースについては、いろんなケースがありますけれども、今議員が一つの例を挙げてお話がございました。この場で私どもも、こうです、ああですということは申しません。それはいろいろ個人情報の問題もありますし、いろんなとらえ方もありますので。また、そういう一方で、その滞納されてみえる方でも、やはり中にはグレードの高い車に乗ってみえる方も見えますし、すべてとは言いませんけれども、そういうような中で最終的に30件というものを絞っておりますので、その辺はやはり理解をしていただく必要があるんじゃないかなというふうに私自身は思っています。

いずれにしても、平等に税金を支払っていただくということは当然必要であるというふうに私ども理解をしておりますし、個別的な、あるいは生活がちょっと苦しいよと、やむを得ない理由で支払うことが難しい方も、そういう方も見えます。それは、当然それぞれの立場に立って御相談も受けておりますので、それはやっぱり御理解をいただかないかなというふうに思っています。

ですから、そういった状況の中で、今後もそういったような考え方で私どもとしては進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方からは防災計画の見直しとともに実行できるよう具体化をの中の、いろんな各機関、団体、施設などとの協議を積極的に、具体的な協議を進めるべきではという御質問にお答えをしたいと思います。

昨日の質問でもお答えをさせていただきましたが、私どもは災害時要援護者対策のワーキンググループを結成してございまして、毎年テーマを決めて解決をしていく問題等を協議している

わけでございますが、そういった中で今年度につきましては福祉避難所、指定避難所の中に空間を確保するという方法と、それからより高度なサービスを必要とする方につきましては民間を含めた福祉施設に協力を要請していきたいと。そういったことで、今調整とか、いろんな施設の状況等を調査しているところでございます。

それから、社協との協定の関係でございますが、ボランティア支援センターの立ち上げにつきましては、市が組織の位置づけをいたしまして、協力団体を中心に運営を行っていくことに防災計画の中ではなっておりますので、そういった方向で進んでいくことになると思います。したがって、常日ごろからそういった団体との連携を図っていくということはいざという時のために大変重要なことだというふうに思いますので、そういったことも今後詰めていきたい、そんなことを思っているところでございます。以上でございます。

### ○13番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていきたくと思います。

まず、同報無線についてですけれども、来年度、基本設計とか実施設計をやるという中で具体的にどういう方式にするか考えたいという話でしたが、しかし基本設計をやる段階で、一定方向性がないことには基本設計なんてやれないと思うんですけれども、その点ではそれまでに、少なくとも今年度中にどういう方向でやっていくのかということの方向性というのを見なきゃいけないというふうに思うんですね。そういう点で、愛西市にとってどういう形が有効なのかということをしっかりと考えていかないかんし、今の段階でしっかりと考えておくべきだというふうに私は思いますが、どうでしょうか。

### ○総務部長（石原 光君）

おっしゃるとおりであります。先ほど私申し上げましたように、来年度、基本設計にかかるということは、もう今年度中にその方針を決めなきゃいけません。ただ、今議員がおっしゃるように、いろんな手法といいますか手段があるわけで、例えば同報無線一つとっても、やっぱり長所・短所がありますし、それから戸別受信機もそうです。それから、MCAという言い方もしましたけど、これは同報無線とか、そういうものより単価的には安いというようなことも承知をしておりますし、それからコミュニティFMも市単独でやるよりも、やはり広域的にやる方がメリットがあると、そういった部分があるわけで、いろんなその組み合わせといいますか、いろんな手法が考えられると思いますので、当然議員の方から御指摘がございましたように、愛西市にとってどういった手法がベターなのか、これから電波調査に入っていきますので、そういった業者が決まった段階でいろんな角度から、一遍参考資料を取り寄せた中で最終的に市の方針を固めていきたいなというふうに考えております。

### ○13番（真野和久君）

例えば戸別受信方式についても、今言ったように幾つか方法があります。コミュニティFMについては、FM局を立ち上げる場合には、多分自治体だけではやれないということもありますので、その点も大きな課題になってくると思います。

あとはMCAに関しては、2007年に最初に僕が取り上げましたけれども、その当時から比べ

るとかなりいろんなところで採用されている状況で、愛知県内でも例えば新城とか、さまざまところで今行われているので、そうしたことも含めながら、かなり事例も出てきているので導入などはしやすいのかなとは思いますが、やはり何にしても戸別の各家庭に確実に情報を入れるということは本当に大事なことだと思うんですね。

特にケーブルテレビ網、いろんな形での情報発信というのは大事なので、そういう点でケーブルテレビ網についても今までもお話をしてきました。ただ、ケーブルテレビの課題は、有料で、どうしても入らなきゃならないということが大きな課題ですし、メールについても、さまざまところで防災メールをぜひやってくださいと言うと、特に高齢の方から、そんなメールはやれんというようなこともよく言われたりもするんで、あるいはインターネットでも、インターネット経験がない方も本当にたくさん見えます。そういう点で言うと、やはりこの戸別受信方式というのは一番、ある意味お手軽という言い方は悪いですけど、だれにでも比較的扱いやすいという点でも非常に基幹となるようなことになりますので、ぜひとも戸別受信ということを基本的に考えていただきたいというふうに思いますが、その辺はどういうところに軸足を置くかについても、まだこれからということでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

繰り返しになるかも知れませんが、真野議員は戸別受信機が一番ベターだろうというスタンスの中でお考えになっての御発言だというふうに私どもはとっております。ですけれども、先ほど申し上げましたように、やっぱり軸は決めないかんというふうに思っております。

そんな状況の中で、今この時点で、じゃあ戸別が一番いいですよということは、ちょっと私自身申し上げることはできません。先ほど申し上げましたように、例えばMCAでも新城が採用されているというお話もありましたが、やっぱりこれは地域性、山間部と平たん地、その辺はちょっと私自身細かいことはわかりませんが、いずれにしても、今後この問題については十分内部で詰めて、早い時期に一応方向性を出して、皆さん方の方に報告できる時期が来ると思っていますので、そういった形で今後検討していきたいというふうに考えております。

#### ○13番（真野和久君）

ぜひとも、できるだけ早く検討をお願いします。

あと、先ほどもちらっと話しました戸別受信機の問題も、やはり有償になってしまうと、どうしても普及が抑えられてしまうということもあります。新城市は、財政力指数はうちよりも悪いところですが、あそこは無償で配布していますので、1基目については、そういった点も含めてどういう形の普及が必要なのかということは大変だと思いますので、その点についても、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それから、防災計画の見直しのところの話ですが、先ほどからいろいろとお話をされていますし、今議会の一般質問の中でもかなり具体的な話もありました。本当に中心となるところというのは、いかに災害時に市民の方に、一定自分たちで判断してもらって避難等の行動をしてもらえるかということがやはり大事なんですね。例えば浸水した場合でも、どういうふうに避難するかというのは非常に重要でして、かなり水があふれたところで避難を開始して流され

てしまったというような状況になってしまう可能性も当然ありますし、そういう点では、また今回の大野議員の質問でもありましたけれども、やはり訓練をしっかりとしていくところで津波からの被害を免れたという方もたくさん見えますが、実際に訓練をしていくということはやはり大事だというふうに思うわけですね。ただ、これを各地域の自主防災会にお任せしますと言っているだけでは、なかなか難しいということだと思えますね。そうした点というのは、やはり愛西市の方から、この地域には浸水の可能性とかがありますし、例えば仮に浸水した場合には2メートルを超えますよという話であれば、事前に集団で逃げるということも大事だと思いますね。ただ、集団で逃げる場合には、現在だと車なんかを使うこともあると思いますので、交通渋滞とか、いろんな課題もあるわけですので、そういったことも含めて、そうした対象になるような地域の中で話し合っていて考えていくということを具体的に進めていくことが今求められているというふうに思えますよ。やはりそういう点で、市としてその辺の具体的な働きかけをぜひともやっていただきたいと思います。

それと同時に付け加えれば、例えば弥富市は、この4月でしたか、スーパー伊勢湾台風のシミュレーションなんかもやりましたが、ああいう中では大学の先生の力をかりて全体にアンケートなんかもしながら、アンケート調査の結果に基づいたシミュレーション等も示して、あれを見た方は、本当にこれはやばいと。まずいというふうに思った方もたくさんあり、弥富市の知り合いの方にも話をしたら、やはりそう皆さん思っていました。そういうこともあるんで、そういうことも含めた働きかけというのをぜひとも具体化を検討していただきたいと思えますけれども、どうですかね。

#### ○総務部長（石原 光君）

今おっしゃることは、よく理解できます。例えば訓練、自主防災会訓練、議員の方からその訓練内容というのが人工呼吸、応急手当、そういったところがメインだよというような話もありましたけれども、その訓練内容の種目というのは相当幅広くありまして、例えば今のお話がありましたように、やっぱり地域によって違うんですね。その地域の実情も違うと思います。ですから、今の訓練内容が、その時間的な制約もありますけれども、じゃあ、もうちょっと具体的に避難訓練的なものも入れた訓練内容がこの一つの項目に入るかどうか、これは一度消防署の方と安全対策課の方でその訓練内容の項目の見直しというのも必要かなと、今お聞きしていてそう思ったわけですがけれども、いずれにしても、積極的に、こういうような状況でありますので、その訓練内容も画一的なマンネリ化じゃなくて、もう一つ突っ込んだその訓練内容というものをこちらの方からお示しするのも一つかなあというふうに考えております。

それと今のシミュレーションの話ですけれども、これは群馬大学の片田先生が「安心・安全なまちづくり市民大会」の講演としてお話をされました。私も個人的には非常に興味を持ちました。スーパー台風、これは全く予想外ということじゃないと。予想されるんですね、そういうことも。ですから、そういったシミュレーションも、今この時点で取り組んでいくという言い方は、ちょっと予算的な分もありますので、それは一つの検討課題という形で、今後、そういったことで整理をしていきたいというふうに思っています。

### ○13番（真野和久君）

もちろん、救急救命とか、そういった訓練が無駄だということではないですね。そういうことはしっかりやっていくことが必要なので、それと同時に、根本的にちょっと指摘をしたいのは、具体的に、それに即したような訓練をする。避難訓練をするとか、それからきのう大野議員が言われていました、榎本議員から出ていましたみずから守るプログラムなんかについても、あれは3日間ぐらいかかるんですね、やろうと思うと。1日だけとか、半日だけで終わるようなものじゃないんですよ、はっきり言って。ということも、やっぱりそういった本当に実践的にやろうと思って、いろんな人に参加してもらって具体的なものをやろうと思うと、やはり日にちもかかるし、やはり地域の人の非常に負担とか手間もかかってくるということも考えていただきたいし、そうしたことを認識した上で提案、計画をしていただきたいというふうに思っています。

その辺は、例えば今の自主防災会の防災訓練というのは、この日にやりたいので、どういったメニューでやろうかなという形で、消防署に行って相談するという状況の訓練ですね。だけど、実際にそういう実践的な訓練をやろうと思ったら、やはり前段階としてのいろんな打ち合わせも必要だし、それは地域を含め、町内会の役員さんとかを含めて打ち合わせは必要なんです。だから、そういうことに力を入れていくということになると、それなりにそうした対応も市として考えないといけないので、そこも含めてぜひともその点は検討していただきたいというふうに思いますので、その辺の見解はどうでしょうか。

### ○総務部長（石原 光君）

おっしゃることはよくわかります。ただ、百九十幾つの自主防災会がある中で、すべての自主防災会、今、実践的な訓練というお話がありましたけれども、それは1日だけじゃないよと、2日、3日かかるんだよというような状況になりますと、じゃあ市として、職員として、そういった対応ができるかどうかというのも一つ疑問に思います。ですから、やれるところから、当然それは自主防災会の皆さん方の意識というものがないと、これはできないです、はっきり言って、幾ら市の方からやってくれと言ったって。ですから、その辺の意識というものも必要ですし、当然そういった訓練も必要ですよという投げかけは、やっぱり市としても啓発として必要だというふうには思っていますけれども、ただ、そういったものも、日数をかけて実践的にやるということになると、いろんな諸問題もありますので、それはよく整理した中で考えていくべきことではないかなあというふうに思っています。

ただ、たとえ半日の中でもやれる分については、その地域に合った訓練というのは必要じゃないかなあ、またそういうところから手がけてもらうということも必要であるというふうに考えております。

### ○13番（真野和久君）

そうした中で何度もお願いをしているわけですが、自主防災会の中でのさまざまな経験交流みたいなものとか、具体的な意見交換というのをいろんな段階でやっていく必要があると思うんですね。

ずうっとこの間、連絡協議会みたいなものをつくってもらったらどうかという話もしてきましたが、なかなか全体がそろわないとやれないという話で平行線なんですけれども、現状で言うと、自主防災会は、ほぼ毎年役員がかわっちゃうんで、あんまり連絡協議会をつくっても有効じゃないのかなという感じもしないでもないんですが、ただ、愛西市内でもさまざまな交流を実践されているところもいろいろあるんで、そうしたところのいろんな体験とかを聞くなどして、自分たちの防災訓練などに生かしていけるような場をぜひとも設定をしていただきたいというふうに思いますが、先ほどからそうしたいろんな情報は流すという話はされていましたが、具体的にそうした話し合えるような場をぜひともつくっていただきたいと思うんですが。

#### ○総務部長（石原 光君）

そういった場の設定というのは、ちょっと私見が入りますけれども、それは大変いいことだというふうに思っています。

一つの例を挙げますと、佐織地区には五つの防災コミュニティ推進協議会がありますね。毎年、その連絡協議会をつくっておみえになりまして、それに私も出席させていただくんですけど、いろんな情報交換をやってみます。

一つそういった例の中で、今おっしゃった一つの連絡協議会、そういった中で情報交換というのは非常に大切ではないかなというふうに思っています。ただ、今組織が100%になっていないという状況がある中で、今、代表者が毎年かわっていくという問題もあると思います。それについては、当然市としてもそういった取り組みも一つの取り組みではないかなあというように考え方を持っておりますけれども、いずれにしても、近々にそういった形がとれるかというふうになると、それもちょっとなかなか難しいのではないかなと。

ただ、折を見て、例えば立田地区なら立田地区、佐屋地区なら佐屋地区、それを一応その三つのブロックに区切った中で、おまえさんのところはこういったことをやっていりゃあすと、言葉は悪いですけど、そういったような情報の交換の場というのは必要ではないかなあというふうには考えております。

#### ○13番（真野和久君）

ぜひそういった形でもやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の西尾張地方税滞納整理機構の件についてお尋ねをしたいと思います。

このことに関して、まず最初に、今回の話を相談された方から聞いて、非常に問題だなというふうに思ったことがあります。それは電話での滞納整理機構とのやりとりの中で話なんですけれども、最初の電話については、その人が話をしたことを書いてもらったんですが、2回目からについては、失礼ながら録音もさせていただきました。

そうした中で明らかになったことなんですけど、突然電話が、電話してください、連絡をしてくださいという話であったので連絡をして、その中でどんなことを言われたかということで、5月25日に電話したところ、6月3日までに一括で払ってくださいと。それができなければ差し押さえをしますと。差し押さえになると、尾西信用金庫からも住宅ローンを一括で払ってく

ださいと言われますよと。家の横にも警察が来るし、あなたたちもここにはおれなくなるよと。車も全部差し押さえになるし、給料も全部差し押さえになるというふうに言われたということなんですね。これについては、その担当者に、3度目のときにその担当者だったので、その言われた方がもう一遍確認をしたところ、自分は覚えていないというような結構無責任な話をされていたわけですがけれども、やはりそうした言い方というのは、これは明らかに、残念ながらこれについては録音がとっていなかったんですがけれども、話し方としては違法なんですね。特に、例えば給料の全部差し押さえなんていうのはできっこありません。それから、警察が来るなんていうことはあり得ません。そうしたことが行われてしまうということ自体が非常に大きな問題だというふうに思うんですね。

それで、とにかくそんな払えない、分割ではだめですかと言ったときには、だめですと言われて、なおかつ、そうなったらもうやっていけない。死ねということですかという話をしたら、それは知りませんと。とにかく払ってくださいと、そういうのが第1回目の電話のときの話でした。

その2回目のときには3分割ぐらいでお願いしますという話になったんですがけれども、そのときでも、やはり知人とか友人がいませんかというような話で、まさにそこからお金を借りてこいというような状況なんですね。そういった取り方というのは、幾ら何でも余りにもひど過ぎるということですよ。当然滞納された方の責任もありますし、当然そうした方の問題もあるとは思いますが。ただ、本当に悪意を持って滞納されている方以外に関しては、生活が苦しい中で、どうしても払えなくなって滞納がどんどんたまってしまったというような状況だってあるわけですよ。そうした中で、こういう形でやってしまうというのは、本当にひどい話だというふうに思います。その点はどういうふうにお考えでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

一方的に、今その方とのその話のやりとりをお聞きしたわけでありましてけれども、その辺の相手側に対しての確認を私どもはとっておりません。ただ、今お話があった住宅ローンというお話もありましたけれども、そこへ行くまでの経過というのは、先ほど私、その事務を引き継いだというお話もしましたけれども、いろんな経緯がある中で、そういった最終的に選定をさせてもらったわけで、ただ、今そのやりとりというのが事実あったのかどうか、私もそれはわかりません、はっきり申し上げて。ただ、その言い方がどうだったか、それを言い出したら、これは私どもの収納課の職員もいろいろその対応をしていく中では、皆さん方の方からいろんなその言い方をされる方も見えます。そういった中でいろいろその徴収事務に携わっておるわけでありましてけれども、じゃあ、それがいいところという話じゃないですよ、そういった例もあるということです。

ただ、私が申し上げたいのは、その確認はとってありませんけれども、少なくともそういった言い方が、その受け取り方もいろいろあると思いますけれども、決して先方が一方的にそんなような言い方はしていないと、私自身はそう思っています。

#### ○13番（真野和久君）

2件目については録音もしてあるんで、一度あれだったら聞いてもらってもいいですけども、かなり強引な電話の仕方をしているということは明らかで、そうしたことというのは、この地方税滞納整理機構というのがそれぞれの市の職員が派遣されているということもありますけれども、中心が県税事務所というところが一番大きな問題だと思うんですね。市の担当者であれば、当然その方の生活状況なんかも把握していると思いますし、もちろん同じ市民という場合もあるし、また当然いろんなところでいろんなお願いもしなきゃならないしということもあって、そういった対応もしてくれると思いますけれども、やはり県税事務所というのはそういうのは一切関係ないですから、明らかにとにかく取ると。ある意味、あなたの生活は知ったこっちゃないというような強引な言い方がされるんですね、実際。こういった苦情というのは、愛知県だけじゃなくていろんなところであるんですよ。そういうやり方というのは、まずしっかりこういうところは滞納整理機構にきちっと話をして、やはり状況を考えながら対応していただきたいということをぜひとも話をしていただきたいと思いますし、やはり滞納の整理というのは、基本はその人の生活を壊してしまったんでは何の意味もないわけで、その辺はその方の生活再建も含めて、大変ですけども、愛西市としてどうやって対応していくのかということが私は基本だと思うんですよ。当然滞納分については払っていただかなきゃいけないのは基本で当たり前ですから、それについては当然そうだと思います。ただし、それはその人の生活を壊しては意味がないし、それと同時に、その人の生活を再建していくという感覚でぜひとも対応していただきたいというふうに思うんですね。

そういうところをぜひとも滞納整理機構の方にも、市としてその点についてしっかりと確認をしながら、実際どういう形で滞納整理の対応をしているのかということをつかんでいただきたいと思いますけれども、どうでしょう。

#### ○副市長（山田信行君）

今回の滞納整理機構へ移管した100人の関係ですけども、こういった方々、要は今まで市の対応が若干甘いところがあったかもしれないけれども、今回移行した分には、要は資産だとか有価証券、そういったものがありながら納税がおろそかになっておったような人。言いかえれば、横着な人とか、ごね得だったような、率直に言えばそういう感じの方々について適切な指導をしつつ納めていただけるような指導を県税事務所のノウハウを持った職員の指導を得ながら進めていくということでございますので、その言葉遣いとか、そういうところに異常な部分があれば、そういったことは今回適切に指導させていただきますけれども、要は毅然とした態度でこういった滞納整理に当たっていきたいというふうに考えております。

#### ○13番（真野和久君）

ぜひとも、きちっと是正すべきところはしっかりと是正をしていただきたいというふうに思います。と同時に、本当にこうしたある意味強引な形での債権回収という話になってくると、今、愛西市は、取り立てというか、滞納整理のノウハウ等を学ぶという形で職員を派遣されていると思うんですね。だけど、そういった回収の仕方なんていうのは、まさに愛西市に帰ってきてから、そんなことがやれるはずがないと思うんですよ、はっきり言って。その辺も含めて

この機構についての意味合いということもしっかりと考えていただきたいというふうに思いますので、脱退ということも含めて考えていただきたいと思うんですが、その点はどうか考えますか。

**○副市長（山田信行君）**

要は滞納者の方といえども、そんな情け容赦なく強引にやるという気はございません。ましてや、市の職員、県のノウハウを指導を受けながら、市としてもこれから法律に基づいて適切に滞納の整理がしていけるよう、そういった関係でございますので御理解をいただきたい。そういう姿勢をとっていかないと、善良な納税者に対して私どももまた顔向けができないような、そういった傾向になってはいけませんので、本当に生活困窮者の方については適切な相談などにも乗っておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

**○13番（真野和久君）**

滞納整理機構の運営要綱の中に滞納整理の基本方針、差し押さえを前提とした納税折衝、それから少額分納には応じない、それから集金徴収は行わない、延滞金の確実な徴収ということが明確に掲げられていまして、そうしたところも今回のような、ある意味、私は本当に強引な感じがするんですね。強引な取り立てになっているんじゃないかというふうに思いますので、そうした点も含めて是正をお願いしたいというふうに思います。

それともう一つ、やはり回収機構に回す前に、そうした方々の状況は、もう一度しっかりと市としても把握をしていただきたいし、今回でも、例えば住宅があったとしたってローンがあって、そのローンが入っている以上は、債権取り立てとといったって、銀行の方へ持っていかれたら、愛西市にとっては一銭も入らんというような状況にだっとなっちゃうわけですよ。そうした点も含め、しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

それと、あと予告の通知のことですけれども、市としては配達証明、配達しましたという確認をとっておるようですが、こうした大事なものに関しては、書留なり何なりで確実に本人に渡るような仕組みをとっていただきたいと思うんですね。そうしないと、突然言われて、どうい状況かわからない中で、本当にサラ金からも借りざるを得ないような話になっちゃうわけで、それはやはりおかしいので、そうした事前通知の件についてもぜひとも改善をしていただきたいと思いますが、どうですか。

**○副市長（山田信行君）**

整理の基本方針につきましては、私ども特段強引な取り立てはないと思っておりますので、既定の方針で進みたいと思っています。

また、その書類について、簡易書留なり何なりという御提案でございますけれども、私どもの納税通知書でさえ普通の郵便で発送しております。あえてそういったものを簡易書留にしなければならぬような理由は見当たらないと思っております。

**○13番（真野和久君）**

以上です。終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

13番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。10分休憩をとりまして、再開は15時35分といたします。よろしく願いいたします。

午後 3 時23分 休憩

午後 3 時35分 再開

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして、再開をいたしたいと思います。

次に、通告順位14番の4番・大島一郎議員、質問を許します。

#### ○4番（大島一郎君）

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして防災対策について質問をさせていただきます。

今議会は、既に多くの皆さん方が防災関係について質問をされておみえになります。重複する面もございますが、再度確認をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、3月11日に発生しました東日本大震災から3ヵ月が経過しました。1万5,000人以上の方々が亡くなられ、また行方不明者は8,000人弱、避難者は9万人以上と言われております。福島第一原発の放射能汚染は広域に及んでおり、今なお災害が発生し続けている状況ではないかと私は思います。

この地域も昭和34年9月、伊勢湾台風により大災害を経験しております。当時、私は小学3年生でございました。台風の翌日には私の家の前まで水が来たわけでございますが、その当時、1号線で一たん水がとまり、関西線で一たんとまり、その後、我々の方へ水が来たわけでございます。

それで、1週間ほどは1階で寝ておりましたけれども、それ以後は2階に上がり、それ以後、一宮市の浅井小学校の体育館の方へ疎開をいたしました。その当時は避難と言わず疎開と言いましたけれども、父親を残し、母親と弟（2歳）とその地域の皆さん方と一宮市の浅井小学校の体育館に疎開したわけでございます。疎開して、すぐ母親と弟は病院の方へ入りましたので、私一人で避難所生活をいたしておりました。そんな中で避難生活、その地域の皆さん方は温かく迎えていただいたわけでございますけれども、避難所の生活の厳しさ、苦しさは経験をいたしております。

現在も避難されている皆さん方が普通の生活に戻られることを心から祈っておるわけでございますし、被災地が一日も早く復旧・復興がなされますよう、心からお祈りを申し上げます。

さて、この地域にも東海・東南海・南海地震の3大地震、連動型の発生が予想されております。被害軽減に公の立場として努力していかなければならないのではないかと思います。非常に住民は、今、自助・共助の面については、いろんなどころでいろんな話題を持って自分たちの周りの心配をしている状況ではないかなあと感じております。

そこで、小項目5点について質問をさせていただきます。あとは関連につきましては、自席

でお伺いしますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず第1点は、この東日本大震災が発生した以後、各部長さんは部下に防災対策についての指示した事項がありますか。

次に、各部署所管事項で、現在までに検討した事項、改善及び問題点はありますか。

この2点につきましては、防災対策は行政のすべての部署にかかわる問題でございますので、会計管理者、消防長、各部長からお答えを願いたいと思います。

次の3番目、現在、町内に市指定の避難所がない地区は幾つありますか。

4点目、今回の災害により、現在、指定の避難所の見直しを考えていますか。また、下村議員の質問にもございましたけれども、民間の建物を避難所として指定する考えはないか。これにつきましては、56年の建築基準法改正以後の建物を検討したらどうかと思います。

次に5番目、公共下水道事業等の整備が順次進められておるわけでございますけれども、災害時には使えないという心配もございます。災害時の対応について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

3、4、5につきましては、担当部長からお答えを願いたいと思います。

あと自席で再質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○会計管理者兼会計室長（水谷洋治君）

まず1点目の、防災対策について指示した事項はあるかというお尋ねでございますけれども、私、会計にこの4月からかわりまして、防災対策について具体的にはございませんけれども、人事異動がなされた4月の初めでしたけれども、本年度の非常配備の編成表が更新されました。これにつきましては、警報等が出た場合に非常配備に着く班の関係でございます。それに合わせまして、というのは私を含めて会計も人がかわっておりますので、改めてその確認とともに、警報、並びにあってはなりませんけれども、災害が発生したときに戸惑うことのないように、職員には、午前中にもございましたように、「災害時ポケットマニュアル」が配付されております。改めて言うことではないけれども、日ごろからよく見ておいて、いざというときにというようなことを申し上げたわけでございます。そんなことしか申し上げておりません。

それから、会計として検討したことではございますけれども、緊急対応措置といたしまして、当然災害が起これば、起こらなくても、仕事柄、支払いというのが係でございますので、その財源の確保について話し合ったところでございます。

先ほども申し上げましたように、あってはなりませんけれども、災害が仮に発生をいたしますと、緊急対応措置といたしまして補正予算を含めました予算として執行をいたしますけれども、その財源であります歳入が入らない可能性というのが当然出てくることも予想されます。そういう中で当該支出に支障を来す場合が生じたときにおきましては、その支出のための資金繰りといたしまして、金融機関から借りられることができます一時借入金制度というのがあるということでございます。ただし、議員も御存じのとおり、この制度につきましては、借り入れをした年度内に返還しなければならないというような制約がございますので、年度を超えて借りることはできません。また、一時的な資金繰りといたしましては、資金の繰りかえ運用の

関係がございます。

いずれにしても、私どもといたしましては、支払い関係について検討したことでございます。以上でございます。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは、消防長指示といたしまして、今回の大震災により市民の防災意識が高まっております今、消防として進めなければならないこととして、職員に自主防災会への指導を、地震の備えに重点を置くこと、また消防では大地震発災時の対応マニュアルを作成しておりますが、職員に大地震対応訓練を、まず責任者が机上訓練を行い、マニュアルに定めたそれぞれの任務の遂行や情報伝達の確認を行った後、全体訓練の実施を指示しております。

また、各部署で現在までに検討した事項、改善点、問題点であります。消防本部では被災地への職員派遣を43名しておりますが、現地活動の体験を踏まえて、愛西市における消防活動体制を今後どのようなことが必要であるか検討しております。具体的には、消防業務継続に必要な食糧備蓄の見直し、電気・水道等インフラストップ時の勤務環境、特に冬の厳寒期等の発災時対応について、また水害時には、本署は海拔ゼロメートルであります。分署は海拔1.8メートルでございますので、もし本署の方が水害に遭って分署の方が浸水を免れたときの機能移転、また地震による活動が長期間にわたる場合に、消防業務を継続していく計画が必要であり、新型インフルエンザ流行期の平成21年に作成しておりますインフルエンザ対策の業務継続計画をひな形といたしまして検討しております。

問題点といたしまして、大地震対応の計画はありますが、水害時の消防活動継続に関する計画はまだ定めておりませんので、今後の防災計画により、どの対応ができるか、研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

私の方からは、各職員に指示した事項があるかというお話でございますけれども、職員一人ひとりに特にこうせよという指示をした事項は現時点ではありません。

特にこのとらえ方につきましては、やはり意識の問題というのが非常に大切ではなかろうかなあと。と申しますのは、これは先ほど来お話をしておりますように、愛西市から被災地へ3名の職員を派遣しております。今後、1名、保健師も派遣予定をしておりますけれども、その派遣報告会、これは議員さん方も出席をしていただきましたけれども、そこに約三百数十名の職員、議員さんも含めて集まってくれたわけです。その報告会の中には、当然その被災地へ赴いた職員の経験というのも、これは大切な貴重な体験でありますけれども、生の声というんですか、みずから体験した素の状態に職員に伝えてくれたということは、非常に大きな報告会ではなかったかなあと考えています。

当然それを聞いて、その職員というのは何か一つ意識を持ったはずだというふうに私は思っておりますし、私自身もそういうふうに思っております。それが意識を持つ中でのそれぞれの取り組みというものが、これから生かされていくんじゃないかなというふうに私自身は思っています。

そして私自身もそうですけれども、ある担当課長が朝礼で言いました。3月11日発生から一月たったと。その一月たった、そのテレビを見ておっても、それが当たり前のように見えてしまうと。そういう当たり前のように見えてしまう自分が、やっぱりどう言ったらいいんでしょうね。それで、やっぱりそうであってはいけないですよ、これはきれいごとじゃないんですけど、1,000年に1度のこれだけの大震災がある中で、まだ1万人近い方が行方不明になってみえるという現状を思えば、今回の災害というのは風化されてはならないというふうに自分に言い聞かせています、これは。みんな職員はそうだと思います。

そして市長もおっしゃって見えましたが、災害はどんな形でいつやってくるかわかりません。そういうことを考えれば、今、私たち、当然地域防災計画の見直しも必要でありますけれども、先ほど来、お答えしておりますように、自分たちが今、事前・事後を含めて何がやれるかと、何がそのまちに取り組むことができるかと。私、申し上げましたが、避難所の見直しというの、やればこれは年内に見直しが図れるわけであって、そういった意識、これは自分もそういった意識を持って取り組むことが必要でありますし、そういう意識を持たないと職員には伝えられないというふうに私自身は思っています。

そして次の検討事項、改善の関係でありますけれども、後ろに私どもの安全対策課長、連日控えておってくれますけれども、その担当課長と話をしておりますのは、一つは、きょうも質問が出ておりました自主防災組織、その活動のあり方なんですよね。やっぱり今まで、今100%じゃない育成組織に向けて、今、総代さんを通じてお願いをしております。ですけれども、やはりこれは育成から、そういう視点で市もかかわってきましたけれども、これからは、きのうの質問もありましたが、地域の特色に合った活動を主体とした活動を、やっぱり自主防災組織の中で自主的に取り組んでもらうと。市の方としては、情報としては当然提供しなければなりませんけれども、自分たちで高いところを見つけてもらう、自分たちで避難経路というものを確保してもらう、そういった意識というのが必要でありますし、またそういう行政としてのバックアップも必要ではないかなあというふうに考えておりますし、また市の総合防災訓練のあり方、それから午前中にも御指摘をいただきました職員の庁施設における避難訓練、そういったこともこの議会に入ってから、以前もそうですけれども、後ろに控えております課長とはいろいろ話をしておりますし、またそういった視点で、今後も当然取り組んでいく必要があるのではないかなあというふうに現時点では考えております。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私からは、報道を受けて指示した事項が2点ございます。

まず1点目は、行方不明者の方の身元安否ですとか、避難者の方の正確な把握ですとか、そういったものが住民基本台帳などのデータがすべて失われているがためになかなか進まないんだという報道がありました。これを受けて、私ども、遠隔地にこういった本市のデータが持てないかということを検討するよう指示をしました。

そしてもう1点は、これも報道にありましたけれども、各被災地の自治体の財政がもう底をついてきたという報道もありました。なかなか国の交付税措置が後手を引いておるようで、底

をついてきたということもありましたので、災害時における国の財政措置について調査するよう指示をいたしました。

それで、問題点、課題点ということになりますけれども、現在、先ほど申し上げました住民基本台帳などの基本基幹データですけれども、毎日の日々のデータにつきましては、佐織庁舎の電算室の方へ送信をしております。ところが、コピーだそうですので証明発行ということとはできないということでありました。それで、週に1回ですけれども、職員がデータの媒体を佐織庁舎の方へ保管をしに行っております。そうしますと、やはりタイムラグが起きるということの中で、愛西市内全域が同時に災害に遭うということも想定されますので、遠隔地の方へこういった日々のデータが保管できないかということ、まだ検討中でございますが、かなり費用がかかるやに聞いております。そういったことも踏まえて、今後対応をしていきたいというふうに考えております。私からは以上です。

続きまして、教育部長より御答弁をさせていただきます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

私は3月11日のときは、担当課長は学校教育課長をやっておりました。そのとき、学校の児童・生徒の身体・生命の安全確保ということで、担当の職員には調査をせよということで、当日のうちに学校の方に照会をかけたということがあります。

そんな中で、今回、部長として4月からなったわけですけれども、年度が変わり、学校の先生方も異動がございます。そんな中で、現在、その震災によって建物にクラックが入ったところもございますし、また壁についている時計が落ちたケースもございます。また、校舎をつないでいるエキスパンションという部分のところのねじが取れたところもございます。そんなものについての修繕とか、その後の整備の状況、そんなことを再度確認せよということは言った覚えがございます。

また、同じように小学校・中学校だけではなく、教育部の中には社会教育施設、スポーツ施設がございます。そんな中、担当課長さんには、こんなことがあったから、そういう管理する施設においても大丈夫かということをお願いしたことを覚えております。

そんな中、学校においては新しく学期が始まるわけですけれども、そんなときには父兄には、災害時において登下校のときの諸注意のチラシをつくったり、また学校においては学校防災計画、また施設においては消防計画、いろんな計画を策定しております。そんな中、各役割分担、組織づくりということが確認され、またそれを届け出るという業務もございます。そんな機会をとらえて非常災害時における体制の確認をしていただいておりますという状況で、各教育委員会、毎月あるわけですけれども、そんな中、校長先生方への連絡をさせていただいておりますというものが状況でございます。

現在までに検討した事項、改善点及び問題ということでございますが、避難所としての位置づけが学校の体育館、また被害が大きいときには教室を使うということもございます。また、スポーツ施設、体育館等においても位置づけがされております。

そんな中、今回の震災においてもガラスが飛散したということがございます。また、飛散防

止の対策がとられていないという箇所がありますので、そんなときに飛散防止対策の検討をさせていただきます。そんな中、まだ十分されておりませんので、費用についても見積もりをとっている状況がございます。

また、社会教育施設においては、2階・3階建てというところにはエレベーターがついています。そのエレベーターについても、通常、地震があった場合、最寄りのところでとまるという装置がついていますけれども、まだその装置がついていないエレベーターが1基ございます。そういうエレベーターについても、今後の装置の設置、そのようなことに経費がかかるということも確認ができております。

まだまだ震災対策についての予算が必要だということが問題かなあと考えています。以上です。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

私の方から特段指示したというより、保険年金課の保健師の方が実際現地へ赴いて被災地で活動したということで、その復命書をかなりの枚数、私自身見させてもらって、テレビ・新聞等で報道されていないようなことがその復命書の中には書いてございまして、部署が違って、保健師としてその辺の話をしてあげてほしいというお願いをしました。

私も今の部署について1年ちょっとなんですが、海南病院とか市民病院は災害時の医療拠点というふうになるんですが、海部地区の急病診療所というのはどういうふうになるのかなあと、これはわかりませんでしたので、担当を通じて一遍聞いてくれないかと頼みました。結論的には、災害時には活動拠点としての場所にはならないということを知り得ました。

あと、テレビ・新聞等の報道、それから県の方を通じて流れてくる、いわゆる大変な被害をこうむったということで、瓦れきがたくさんごみとして出たということとか、死者、行方不明者の出た場合はあれですけど、死者が出て、当市の火葬場の場合もあいていればお願いをしたいというようなことも流れましたけれども、災害が発生したら、その度合いも当然いち早く知ることも必要ですが、うちの、例えば斎場なら斎場のいわゆる活動というんですかね、稼働ができるかどうかの確認と、それからお亡くなりになった方の仮安置、仮に置かせていただく、そういった場所の確保、それからごみについては、状況にもよりますけれども、総合運動場等がございますので、そういったところの一時置き場等の確保ができるかどうかの状況をいち早く職員同士が連絡をとってやらなきゃいかなあと、こんなようなことを感じました。

私の方からは以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

福祉部につきましては、毎月1回、福祉部内の施設関係者も含めました連絡会を開催しております。3月はその開催が震災直後の15日ということでありました。15日は被災者支援の義援金の募金箱を設置した直後ということもありまして、まずその協力を要請いたしました。

その連絡会の中である施設の職員から、障害をお持ちのお母さんから、震災があった場合に自分たちの子供はどうするんだろうというような心配の声があるという報告がありましたので、なれた場所に避難をするのがいいということでもあります。そういったためにはどういう条件

を整えていくといいだろうとかということは今後も引き続いて検討しいていこうという話をしております。

それから、資料としても提出されましたが、被害の多かったところ、また少なかったところがありまして、ふだんの備えの違いということではないかということ、いま一度今までやってきたことを点検するというようなことで話をしております。

それから2点目の問題でございますが、検討した事項、改善点、問題点、私ども今回の議案質疑等でもお話しさせていただいておりますように、災害時要援護者の対策についてまとめております。そういったことも3年目になるわけでございますが、要援護者の把握は進んでおりますけれども、その方々を避難の支援にどう結びつけていくかということが今の課題でございますので、そういったことも今後のワーキンググループの中で話し合っていくということが大切なことであるということを思っております。以上です。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、経済建設部の関係でございますが、指示した事項ということなのですが、特に具体的にということではありませんが、各課長に対しまして、本市で災害が発生した場合を想定して、対策について対処すべき項目を洗い出してつかんでおいていただきたいということを指示いたしました。

そして、現在までに検討した事項、改善及び問題点ということでございますが、経済建設部、水害の関係につきましては、一般職員の非常配備体制とは別に建設課と農業土木課においては、建設課は道路の問題、管理の問題があります。また、農業土木課は排水機の関係もございまして、別でこの2課については非常配備体制をしいております。

こんなような関係で、今回、この非常配備体制につきまして、改めて地震の規模や行動について、先ほどからも出ておりますが、職員に対して「ポケットマニュアル」が配付されておりますので、これに基づいて、勤務中に発生した場合ですとか、休日・夜間に発生した場合など、それぞれの場合に依じてとるべき行動を職員全員で確認をするようにいたしました。

また、道路関係でございますが、幹線道路の15メートル以上の橋梁において、合併以後に橋梁について耐震補強工事を4カ所施工しましたが、市の管理する15メートル以上の58橋中、耐震補強がしてある橋梁については10橋梁であるということで、残りについては耐震基準を満たすというんですか、そういう必要が出た場合、多額の事業費が必要になるということで、今後、これが検討課題になるのではないかなあというふうに、今そういうふうなことで考えているところでございます。

また、可搬式の発電機及び排水ポンプを非常時の場合、配備をしておりますので、これの適な管理について、保管場所や維持管理について検討をしているところでございます。

また、排水機場の管理につきましては、現在、愛西市内には33カ所の排水機場がございまして、また、関連する排水機場として49機場がございまして、これの適切な管理を改めて関係土地改良区にお願いをいたしましたところでございます。

経済建設部の関係については以上でございます。

### ○上下水道部長（大島静雄君）

上下水道部としまして具体的な指示した事項はございませんが、上下水道部は3課ございます。検討した事項についてでございますけれども、上水道関係につきましては、給水について、1点目としまして、給水関連で給水車はありませんが、トラックに搭載する型は安全対策課で保管しており、協議する必要がございます。

2点目としまして、震災前でございますけれども、ことし3月7日に応急給水支援設備、これは八開、佐織にございますけれども、応急給水支援設備6カ所、支援連絡管2カ所ございます。それを利用しての訓練操作を尾張水道事務所立ち会いのもとに実施しております。ことしも実施をする予定になっております。

下水道関係におきましては、簡易トイレの設置として、集落排水のマンホール、それから公共下水道のマンホールなどを利用しての設置が可能であるということで考えております。このマンホールでございますが、約3,800カ所ございます。それについては、トイレについても安全対策課と協議する必要があるということで判断しております。

業務課におきましては、これは震災後でございますけれども、震災の避難者に対する水道料金における減免の調整を図ってまいりました。以上でございます。

### ○総務部長（石原 光君）

3点目の、指定避難所がない地区、町内という形で受け取りましたけど、よろしいでしょうか。

一応、愛西市全体で35町内、整理をしますとそういった町内があります。内訳としましては、佐屋地区で6町内、立田地区で9町内、八開地区で11町内、佐織地区で9町内と、このような形で整理をすると35町内が該当するという数字でとらえております。

それから4点目の、民間避難所への指定の考え方でありまして、これは最前一応お答えをしております。そうした中で、議員の方から昭和56年度以降の改正建物、これは耐震化が図られている建物というふうにとらえました。そして私どもの考え方は、午後の質問の答弁でお答えしましたように、ざっと拾っても80棟ぐらい、これは鉄筋コンクリート3階建てを一つの目安として拾いました。その中で、今、議員の方から御指摘をいただきました耐震化が図られている建物、これがどれぐらいあるか。理想は鉄筋コンクリート、なおかつ耐震化が図られて3階以上の建物というのが理想でありますので、一遍その辺を整理した中で、先ほど申し上げておりますように、一遍先方の方へ協力をお願いしたいと、意向的な調査を実施したいというふう考えておりますので、そんな形で今後取り組んでいきたいというふうに思っています。

### ○上下水道部長（大島静雄君）

大震災の発生に伴う災害時の対応につきましては、3月11日に起きました東日本大震災では、東北地方、これは宮城県、福島県等でございますが、津波による被害と、関東地方、浦安市等でございますが、この液状化による被害がありますけれども、愛西市につきましては、関東地方で起きた液状化による被害が想定されます。

災害時の対応につきましては、現地調査を含め現況を把握するとともに、関係機関と連携、情報を交換しながら、下水道施設の緊急対応が求められる応急復旧等が速やかにできるような体制づくりと、また災害時において、先ほども申しあげましたけれども、下水道施設がトイレに対して担う役割等も考えていきたいと思っております。

管路施設につきましては、もとより阪神・淡路大震災程度の震災に耐え得る構造で設計・施工をしていますが、今後はさらなる耐震及び液状化に有効な工法等を取り入れ、安心・安全な下水道整備に努めていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○4番（大島一郎君）

各部長さん、会計管理者を含めて、消防長さん、各部長さんにお伺いしたのは、この災害をもって皆さん方がそれぞれ自覚をしていただきまして、各部下を指導していただく重要な地位でございます。そういう面で、今回、各部長さん方、一人ひとりにお聞きしたわけでございます。それと、絶えずそういう気持ちで皆さんは職員の指導をお願い申し上げたいと思いません。

さて、3月11日、本当にここの議場におりましたけれども、各学校、保育園の児童・生徒、保育園児のそのときの対応はどうされたか、お伺いしたいと思います。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

3月11日の状況ですが、当日、学校の方に担当の方は確認をしております。

小学校におきましては、この時間、低学年は教室で机の下へ頭を入れて待機した後、運動場に避難をしております。

そして中学校においても、同じように授業中、机の下へ頭を入れての待機という状況で、中学生については外へ出たところは少なかったです。

そして、一番大切なけがとか、そういう身体への影響を尋ねたところ、どこの学校も無事に避難ができた。そして、学校からの報告の中では、日ごろの訓練と同様に、戸惑いもなく、スムーズに外に出られたということを学校から聞いております。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

保育園の関係でございますが、幼児につきましては、それぞれ腰かけのところに防災ずきんとクッションを兼ねた防災クッションを持っておりますので、それをかぶって机の下に潜り込んだ。その後、揺れがおさまったところで園庭に避難すると、そういった行動をとっております。

それから乳児につきましては、保育士が近くにある布団など、身を守るものを取り寄せましてといたしますか、その近くにあるもので身を守り、また保育士が寄り添うというような形で揺れのおさまるのを待ちます。その後、また園庭の方に避難するというところでやっております。

ふだんの訓練どおり対応できたということで報告を受けております。以上です。

#### ○4番（大島一郎君）

大切な愛西市の子供たちでございますので、十分安全対策は講じていただきたいと思っております。

次に河川の関係で、日光川の関西線の付近は危険箇所指定されているわけですが、木曾川、日光川、それ以外の河川で危険箇所指定されている箇所がございましたらお知らせを願いたいと思います。

○経済建設部長（加藤善巳君）

危険箇所指定されているということは聞いておりませんが……。

〔「たしか地域防災計画に書いてあった」の声あり〕

ちょっと把握等はしておりませんが、ただ、木曾川の堤防の低いところについては改修をしているということで、ことしについては森川と、それから塩田の日原渡船があったところなんです。ところがちょっと低いということで堤防の改修を予定しているということは聞いております。

○4番（大島一郎君）

もしわかったら、後でも結構でございますので教えていただければ結構でございます。

本当に災害はいつ来るかわかりませんので、皆さん方、本当に起きた場合、職員の皆さん方も被災者になるわけでございますが、地域、愛西市民が、だれかが言われましたけれども、まくらを高くして寝られるような状況でありたいと思いますので、皆さん方、頑張ってくださいと思います。

それで、最後に1点だけ市長さんにお伺いしますが、今、国の政治情勢は、非常に私が見ておりますと混乱しておるような状況でございます。本来はこの災害時にあのような混乱はまずいんではないかなと思いますけれども、市長さんのお考えをお聞きして終わりとします。

○市長（八木忠男君）

大島議員の質問にお答えいたします。

これも、またきのうでありませんが、大変難しい御質問でありまして、もう皆さん方、御判断されていることです。私とそう変わりはないということを思っております。

そうした中で、先ほど来、各部、各担当にもいろいろ御指摘をいただきました。それぞれ答弁をさせていただきましたが、当然わからない点は報告させていただきますし、これは本当に大きな大きな、市民から負託を受けております私どもとしては、私初め職員の幹部の指導力、そして管理能力が改めて問われる内容であります。「言うは易く、行ふは難し」で、いろいろ言いました。すべて責任を持って進めていくように、一層努力してまいりたいと思っております。

○議長（大宮吉満君）

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は16時30分からといたします。よろしく願いいたします。

午後4時18分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして、再開をいたしたいと思います。

次に、通告順位15番の3番・吉川三津子議員の質問を許します。

### ○3番（吉川三津子君）

子供たちにツケを回さないという基本的なスタンスと市民の目線で質問させていただきます。

本日は大きく三つの質問をいたしますが、一つは農地法違反と環境問題、二つ目には防災の問題、そして三つ目には農業集落排水の統合問題について質問させていただきます。

まず最初に、農地法違反と環境問題についてですが、この問題は議会の中でも市民活動の中でも何度となく取り上げてきている問題です。現在、市が抱えている農地法違反の案件は、佐屋地区で3件、立田地区で17件、八開地区で6件、佐織地区で2件と、全体で28件となっています。そして、そのうち産廃絡みの案件が7件、資材置き場が18件、廃車置き場が2件、残土置き場が1件となっています。立田地区がこれほど多いのは、小さな案件も細かく拾ってあるからであって、他の地区においてもさらに情報を集める必要があるのではないかと、市内を回ってそう思っておりますので、まずはその点を指摘させていただきます。

これら案件には、昭和時代から廃車が積まれているとか、所有者が行方不明とか、実行者がわからないとかの状況のものがあり、10年以上解決していないものが15件もあります。しかし、一方、解決困難な案件は県に報告することになっていますが、海部事務所によれば県に報告が上がっている件数は3件と、大変少ない状況となっています。

そこで、お聞きしますが、農地法上3年以内で解決しないと告発もできないわけですが、10年以上たって解決しない問題を今後どう解決していくのか、どんな課題があって解決できないのか、経済建設部長にお伺いをいたします。

次に、防災についてお伺いをいたします。

先日、私は木曾川の治水の学習会に参加をいたしました。その折、河川堤防の設計の仕事をされている方のお話を聞きました。その場では木曾川河川事務所の方もお話をされたわけですが、マグニチュード9は世界で起きている規模であり、想定外ではないこと。そして、税金すべてを防災にかけるわけにもいかないのですから、技術的なことでカバーするには限界があるので、あとはソフトでカバーしていかなければならないこと。そして、生き延びるには個々が正しいリスクを把握し、対処することが大切であることなどのお話があり、毎年の台風による高潮の方が河川にかかわる者にとって怖いといったお話もありました。私は、市民の皆様が生き延びるには個々の判断がとても大切であり、生き延びるための情報提供や学ぶ場の提供などが市にとって大きな仕事だと感じました。

また、私は浦安市に行き、現地の市議の方に案内していただきながら、液状化現象を自分の目で見てきました。会うなり言われたのは、災害後に大切なのは「水・トイレ・情報」という言葉でした。そして利根川流域の香取市の液状化についても、現地の方に電話で状況を確認し、液状化で沈下した土地に引き続き家を建てることのできるかのボーリング調査が始まるとの情報ももらいました。

また、田んぼからは水が噴き出し、ことしは収穫もできないといったような情報もいただき

ました。

また、浦安市の様子を申しますと、200世帯ぐらいの団地でもひどく傾いている世帯もあれば、同じ団地の中で被害のない世帯もあり、液状化には規則性がないこともわかりました。

また、歩道の真ん中に下水道のマンホールがずうっと遠くまで、1メートルぐらい抜け上がったたり、大きなマンションも多くが抜け上がり現象をしていました。

そして、それとは逆に、二、三階建ての建物は道路より沈下し、使い物にならなくなっているものが多いことも私は自分の目で見てまいりました。

私はこうした光景を見て、ふと思ったことがありました。一般的に屋根があれば家が傾いても住めるというふうに皆様はお思いだと思いますが、私は御嵩町の垂炭坑が陥没し、家が傾いた問題にもかかわったことがあり、その家に入ったことがあります。二、三分ぐらいすると、目まいがし、吐き気がし、平衡感覚がおかしくなり、とても傾いた家の中に長くいることはできない、それが傾いた家の現状でございます。

また、私は浦安市を歩きながら、愛西市の行政はどの程度の被害をイメージして準備しているのだろうか。また、この東北震災の報道で、市民の皆様は、自分の地域の災害の程度をどうイメージしているのだろうか。現状とかけ離れたイメージを皆さんはお持ちではないだろうかと思い、もう一度冷静に自分の地域のことを考える必要性を感じました。

そこでお尋ねいたしますが、水が何メートル来るとかという数字的な想定ではなく、例えば地震が起きたら、堤防が地盤沈下して水害になることを想定しているのか。さらに、家が破壊されるような勢いで水が来ることを想定しているのか。それとも、水が来るまでに数時間の余裕があることを想定しているのか。道路はどの程度使える状況をイメージしているのか。舟でないと移動できない状況をイメージしているかなど、数字ではなく視覚的な想定についてお伺いをしたいので答弁をお願いいたします。

最後に三つ目の質問ですが、農業集落排水事業の統合及び管理を市に移管することについてお伺いをいたします。

昨日の立田地区農業集落排水の協議会の中で、立田地区の料金を統一し、水道使用料に対して課金すること、そして基本料金は1,500円とし、1トン当たり130円の料金とすることが承認されました。

その折、各組合から預かっている余剰金のことが話題となり、委員と市側との考えに大きなずれができていたことがわかりましたので、改めてこの余剰金についてお伺いをしたいと思いますが、この余剰金を市が管理することになった理由及びこの用途、そして現在のそれぞれの組合の残金額についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。あとは自席にて質問させていただきます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、吉川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農地法違反について、どんな指導をしていくのかということですが、農地法違反について、現地をパトロールなり、確認を定期的に行っております。この中で、農地法違反であ

っても転用可能な案件については、正式に許可をとるよう指導しておりますし、また全く許可の見込みのないものについては、原状回復をするよう指導をさせていただいております。

まず、違反転用を発見しますと、農地保全通知を土地の所有者に発送しております。しばらく様子を見て改善がされなければ、海部農林水産事務所、農政課と合同で関係者を呼び出しまして、事情聴取を行い、是正計画を提出させ、経過を観察していきます。計画どおり履行していないものについては、再度呼び出しを行い、指導を行っているところでございます。

長期にわたり解決されていないというものがあつたということでございますが、合併前からの事案もあり、現在では、先ほど議員申されましたように、原因者の所在がつかめないもの、また改善する資金がないためにそのままになっている事案というものもございます。ただ、そんなことではいけませんもんですから、当然県の農政課とともに、今後についても粘り強く指導していきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

2点目の被害想定についてでありますけれども、非常にとらえ方が難しいなあというふうにお聞きしておりました。その視覚的にとらえてどうかというお話であります。今、現時点で私どもの地域防災計画というのは、もう既に議員もごらんになったと思いますけれども、いろんなその被害想定があります。風水害しかり、きのう日永議員の答弁でちょっと触れてお答えをいたしましたけれども、風水害、それから地震、これは海溝型、内陸型、その被害想定の中で当然液状化の関係もそうですし、それから建物の被害、そういったものを想定した中で被害想定というものが、今、この地域防災計画の中には掲載されております。

それで、今、例を挙げられて、例えば地盤沈下を想定した一つのとらえ方、それによる水深、それから道路の程度、いろんなそのメカニズム、シミュレーションというものが、いろんな角度からその一つの検討をしなきゃいかんということは、私自身もそれは理解できます。ただ、今現時点での私どもが今ある地域防災計画の中の被害想定というのは、きのうも申し上げましたように、風水害であれば、過去の台風災害、昭和34年9月の伊勢湾台風、それから集中豪雨でいけば51年の集中豪雨、あるいは平成12年9月の東海豪雨、そういったものを想定した中で、地震であれば液状化、それから建物の被害、そういった条件の中での想定でありますので、議員が申された視覚的な被害、視覚的な目線での想定をする被害というのは、ちょっと具体的にこうですよということは申し上げることはできません、はっきり申し上げて。ただ、言えることは、今、国の方でも特に地震に関して3連動の見直しをするということも言っておりますし、今後、いろんな角度からのシミュレーションが描かれるというふうに私自身も思っていますので、この現在ある地域防災計画というのは大幅な見直しがされるんじゃないかなあと。議員がおっしゃっている視覚的というのは、目で見たいろんなそのシミュレーションの角度の中からの想定がされるというふうに思っておりますので、今現時点でその具体的な回答になったかどうか分かりませんが、いずれにしても、そんなような考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

余剰金の考え方につきましては、当初より一貫して変わってございません。当初から余剰金は各管理組合の収支赤字に充当してございます。赤字の主な内容としましては、機器修繕でございます。

今回、この旧立田地区に提案しました理由につきましては、全地区が農業集落排水事業が完了し、供用開始後3ヵ年で接続を推進し、平成23年度で一定の条件が終わり、また当初から全地区完了したら料金の統一の件もありましたので、平成24年度から立田地区のこのような統一をすることということで、今回、管理組合から市に移行ということでございます。

今までの各組合の余剰金は、立田区域9施設の維持管理費に充当するものでございます。

金額でございますけれども、細かい金額まででしょうか。

### ○3番（吉川三津子君）

大ざっぱでいいです。

### ○上下水道部長（大島静雄君）

それでは、山路1,564万円、福原747万2,000円、西鶴戸1,131万円、小茂井1,145万円、四会569万円、森川1,228万円、それから鶴戸東の関係でございますが1,514万円、それから早尾2,339万円、立田322万円、以上でございます。

### ○3番（吉川三津子君）

じゃあ、順次質問させていただきます。

では最初に、農地法違反を含む産廃問題について順次お伺いをしたいと思います。

先ほどからこれからも粘り強くとおっしゃったんですけれども、昭和からの問題、今までも粘り強くやっていただいていると思いますね。それが10年以上も解決していないのに、今後も引き続き粘り強くやっていただいても、同じ手法でやっていたんでは同じ結果しか出ないのではないかというふうに私は思うわけなんですけれども、例として、きょうは早尾地区の問題、産廃の大きな山がありますけれども、それから山路町の堆肥をつくっているところについて、ちょっと例を挙げてお話をさせていただきたいと思います。

早尾町の方は、多分平成12年ぐらいから始まったと思うんですけれども、平成16年5月に、そのときにはこの行為者は、平成17年8月までにそのごみの撤去をしますというような是正計画を出しております。それから平成19年4月には、次はまた指導をして21年10月ですと。また21年7月になったら、今度は平成23年12月ですということなので、ずうっとやらなくて、次から次へと是正計画を書き直して延長してきているというのが今までの現状だというふうに思います。

この中で県が勧告書を出したのは、たった1回です。10年の中でたった1回しか県は勧告書を出していません。そういった状況の中で、今後、また同じことをしていくのか。私、いただいた書類の中では、こんな同じことをしていながら、平成23年1月にまた是正計画を提出させているというような書類をいただいているわけなんですけれども、今度はどんな計画書をいただいたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

### ○経済建設部長（加藤善巳君）

このときの是正計画の関係では、年1,000平米について撤去をしていくというような是正計

画になっております。以上でございます。

### ○3番（吉川三津子君）

私はこの現場を何度も見てきているわけですが、一見減ったように見えます。しかし、新たなごみが入ってきている。ごみが動いてきている現状がありますので、その点1点、指摘をさせていただきます。

それから、あと山路の堆肥の問題は、登記簿から見ますと、所有権移転等の問題から、平成3年ぐらいから野焼き等の問題があった上で、その後、この堆肥をつくるといった名目のものが出てきているというふうに思っております。

平成19年2月に勧告書が出されて、是正計画が出されているんですが、このときの回答に大変びっくりしております、あんな農地の真ん中に許可がおりる内容に事業の内容を変えていくといったものを受け取っていらっしゃいます。これは、ほかの是正計画は、そこを農地に現状復帰するというような回答でありますけれども、ここの場合は内容を変えていくんだというように是正計画書が出されているので大変驚きました。

それで、平成22年7月の事情聴取の中では、堆肥をつくっている施設からは汚水とか悪臭も大変ひどい、先日、私も確認してきたわけですが、この排水の問題についても、この排水は堆肥をつくった水だから作物にいい水なんだというような本当に常識外れの回答がされているわけです。それから、悪臭はない。つくった堆肥は、あいち経済連でよく売れている。それで、なおかつ産廃の許可がないと。本来、産廃業の許可が要るにもかかわらず、許可がないんだということもこの事情聴取の中で言っているわけなんですけれども、こういった二つの状況を見て、この山路の堆肥の関係の農地法違反については、市としてこれを現状復帰するつもりがあるというふうに、その行為者がそういうつもりがあるのかどうかについてどうお考えなのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

### ○経済建設部長（加藤善巳君）

今、ここの場所で許可がおりるか、おりないかというようなことでございますが、場所的に非常に難しいというところがございますので、当然農地の担当としては現状復帰、農地に戻していただくよう指導していきたいというふうに考えております。

### ○3番（吉川三津子君）

私はこの問題を調べていく中で、この業者が肥料取締法の中の特定肥料である「いきいき肥くん」という堆肥を県の方へ届け出をしているということを知りました。こういった肥料取締法に該当するような、県の方がなぜこんな農地法違反をしているような施設を認めたのかということで、今、県の方とも話をしている最中なんですけれども、肥料取締法の関係でも悪質な場合は告発ができます。こういった許可もとれないような施設でつくっている。それから、堆肥をつくるということは、堆肥ができるまでは廃棄物なんです。多分一般廃棄物か産業廃棄物に当たるわけなんです。そうすると、廃棄物処理法上、処理業の許可が必要であるというふうに私は思うわけですが、この辺についての産業廃棄物の許可を持っていないとみずから言っている、そういった業者に対して、環境課との連携はどうなっていたのか、お伺いをしたいと思います。

います。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

議員がお聞きになったのは、環境サイドの方と農地サイドの方の連携がどうなっていたかということですか。

経済建設部長が先ほど来、御答弁させていただいておりますように、私どもも環境サイドとしては、農地に産業廃棄物的なものが野積みされて、そこで議員がおっしゃったようなことがされているということは認識をいたしております。以前も県の方、それから市の方、関係部署で一応連携をとって指導というようなことの御答弁をさせていただいておりますが、最近になってはちょっと出向いておりませんが、一時そういう話で先方の方へ出向いて情報交換等もいたしております。

**○議長（大宮吉満君）**

ちょっとお待ちください。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

**○3番（吉川三津子君）**

この「いきいき肥くん」というのは、カット野菜、それから木の剪定くず、オカラを原料にしてつくるということで、県の方に届け出がなされております。そうすると、野菜くずとか木くずというのは一般廃棄物である可能性が大変高いという面もあると思いますが、その点において一般廃棄物の処理業の許可は愛西市が出すものであります。また、それをひよっとして収集・運搬をしている可能性があり、大変愛西市の環境課としてしっかりと見ていかなければならない問題であったのではないかというふうに思っておりますが、そういった認識はあったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

議員の方がよく御存じかと思うんですが、一般廃棄物の実際の収集・運搬の関係については、みずから出したものをみずから運ぶ場合は収集・運搬の許可は要りませんので、ここは公の場ですので正式名称は言いませんが、アルファベットのTならTというふうにさせてもらえば、Tそのものはそういった作業もいたしておりますので、その辺の関係で他部署のものを収集・運搬してそこへ持ってきているのか、それとも自分のものをそこへ持ってきておるのか、まだ私どもの部署としては把握をいたしておりません。

**○3番（吉川三津子君）**

環境課としてそういったものの正確な調査をする、私は立場にあると思いますけれども、その辺についての認識はいかがでしょうか。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

先般、このTという業者の方は、一般廃棄物の収集・運搬の許可を持っておりまして、これ

も名前は言いませんが、2カ所のところから収集・運搬をやって、八穂の方へ運ぶという形で、実際に八穂の方にも運んでおるといふ数字的なものをつかんでおりますので、そういうふうにやられていたものというふうに思っております。

### ○3番（吉川三津子君）

ぜひ、思っているだけではなく、その辺の確認というのが大変私は重要だと思っております。

青森県とか岩手県で大きな全国的に有名な不法投棄事件が起きておりますけれども、これも堆肥が原因なんです。ここで堆肥をつくるということでごみが運び込まれて、あれだけの大きな不法投棄事件の発端になっているわけで、きちんと一つずつ確認をするということが大変重要ではないかと思いますが、その点について、もう一度お伺いをしたいと思います。

### ○市民生活部長（篠田義房君）

議員も質問の中で言うておみえになりますように、一般廃棄物と産業廃棄物の区別というのはしづらいところもあります。実際に県の方と連絡、そういった協議もした上で、一遍その辺については考えてまいりたいというふうに思います。

### ○3番（吉川三津子君）

既に海部事務所の方も、こちらについては愛西市の方と、これ一般廃棄物なのか産業廃棄物なのか、その辺も踏まえてともにやるというようなお話も伺っておりますので、市の責任として、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、先ほど篠田部長の方から、市が収集・運搬業の許可を今まで与えていたと、これは私、大問題であるというふうに思っております。このごみを扱うに当たっては、欠格要件というのがありまして、暴力団であってはならないとか、廃棄物処理法を犯した人間ではいけないとか、そういった廃棄物処理法の中で欠格要件というのがあります。その中でこの業者は、私は明らかにこの欠格要件に当たるというふうに思っておりますが、その辺についてのお考えと、日ごろこの廃棄物処理業の運搬についても、処理についてもですけれども、許可を与えるに当たっての事務処理をどうされているのか、その2点についてお伺いをしたいと思います。

### ○市民生活部長（篠田義房君）

今、議員が御質問になったのは、私も少し勉強させていただいたんですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中の第7条の第1項の中で、一般廃棄物の関係で管轄する市町村長の許可を受けなければならないとあり、同条第5項の中で、市町村長は第1項の許可の申請があった場合、次の各号に適合していると認めるときでなければ同項の許可をしてはならないとあります。その中で、幾つかありますので、長くなりますので全部は申し上げますが、先ほどもお話ししましたように、一般廃棄物、産業廃棄物の関係の特定がしがたいということ等と、それから今2点目の質問の回答とも重なるんですけど、一応添付書類を添えて収集・運搬の許可申請がされます。そうしますと、私どもとしては、それを書類審査をいたしまして、書類上適法であれば、それは許可せざるを得ないということで許可をしてみたい。

ただ、今回、更新という形で出てまいりました。一遍これについてきちっと説明を求めたいという形で、ちょっと公の場ですので細かいことまでは申し上げますが、きちっとこのとお

りやっているのかという話の中で、少しお時間をいただきたいということで帰られて、改めてお見えになりまして、このたびは更新を申請しないということでお帰りになりました。それ以上のことは私どもも詰めておりません。

### ○3番（吉川三津子君）

私は、そういう取り下げをされたということは、それでよかったですけれども、もっと早くこれは許可を取り消すべき案件であつたらうというふうに思っております。それは廃棄物処理法の7条5項の四のトに書いてありますけれども、その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者については許可をしてはならないんです。それは私もずっとこの廃棄物の問題をしまいにしまして、愛知県は産業廃棄物の許可を与えるに当たって、これは「おそれ条項」と言うんですけれども、こういったものもきちんと審査をしながらやってきております。

で、明らかにこれは産業廃棄物か一般廃棄物の処理業の業の許可が要るわけです。それは産業廃棄物だろうが一般廃棄物だろうが、廃棄物処理法に違反しているということには変わりがない状況、それから農地法にずっと違反してきている状況、それから肥料取締法の関係で適切な施設でつくっていない状況、それから建築基準法の状況、そういったさまざまな、あと水質汚濁防止法、悪臭防止法など、そういったたくさんの法律に違反しているおそれがあるので、その点をしっかりとチェックして、許可するかしないかということ審査していく必要があると私は思っております。それが当然の廃棄物処理の許可のあり方だというふうに私は思っているわけですが、今のこの許可の仕方について、やはり要綱を設けたりとか、内部で審査会を持ったりとか、職員だけでも構いませんけれども、そういったものをつくっていく必要があると思っておりますが、その点についてお考えをお伺いいたします。

### ○市民生活部長（篠田義房君）

それは議員おっしゃるとおりで、恥ずかしい話ですが、私も今回こういうような話があつて、条例、規則等は一応目を通したんですが、その許可条件といいますか、内部基準というか、それか要綱的な要領的なものはないかということで調べるようにしたんですが、ありません。それは、インターネットの方でも他市町の定めたものがございます。議員がおっしゃったように、一度愛西市版を検討したいと思っております。よろしく申し上げます。

### ○3番（吉川三津子君）

次に、経済建設部長にお伺いしたいんですけれども、今、私が言ったように、農地法だけでやっていたのでは解決しない。でも、ほかの法律の助けをかりれば、この農地法違反が解決するケースというのは、私はまだこの二つしか調べていませんけれども、数日でこういったことを見つけたわけです。やはりそういった他の法律の力をかり、他の部署の力をかりてこういった問題を解決していく必要があるということと、それからパトロールを農業委員会だけに任せではないということ。それから、私はいろいろ公文書をいただきましたけれども、記録が残っていない。記録が残っていないということは、次のステップ、厳しい命令等に行けないということなので、その辺について改善を求めていきたいと思っておりますが、その点についてお伺い

をいたします。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

今、議員が言われましたように、ただ農地法については、こちらの部署についてはその農地法違反という形で処理をします。指導をするというのが原則でございますが、ただ、ほかの部署とも連携してやれることについては、ほかの部署とも連携して、また今回については環境課になると思いますが、そことも連携した中で是正については指導していきたいというふうに考えております。

また、パトロールについては、今、月1回、農業委員会の方でパトロールはしております。これは当然担当もついた中でパトロールをしておりますので、また農地転用について、月1回、農業委員会がでございます。その申請の折に、現場を職員が申請箇所について回っておりますので、それとあわせてパトロールもしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○3番（吉川三津子君）**

いろいろ部署を回らせていただくと、やはり合併前のやり方がまだまだ残っていて、小さな町のときは一人ひとりのことがよく見えたから、要綱がなくても仕事ができただけかもしれないです。でも、これだけ人口がふえてきた中で、やはりある程度の仕事のルールというのをつくっていかないと、なかなかこういった問題は解決していかないのではないかなというふうに思っております。

それから、あと私がこの愛西市の中をずうっと見て回って、たくさんまだ残土の山とか、いろいろ気になる場所があります。でも、それが農地かどうかわかりません。その中で私は提案をさせていただきたいんですけども、瀬戸市では環境課が環境パトロールをしっかりとしています。その中で県の方も同行したりとか、そんな形で産業廃棄物の問題にもしっかりと取り組んでいて、瀬戸市では産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例とか、土地利用調整条例とか、そんなものをつくって自分たちの地域を守ろうということで、一般廃棄物は市、産業廃棄物は県なんてそういった区分けはせず、瀬戸市の環境を守っていくのは瀬戸市なんだという認識を持っていろんな整備をしているわけです。

そこで提案したいのは、環境課みずから環境パトロールというのをしっかりとしていくべきだと思っておりますが、その点についてお考えを聞きたいと思っております。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

パトロールだけということはあるんですが、いろんな会議、分庁方式ですので4庁舎あります。その広報車の中にパトロール中ですよということもしながら、状況報告は現実今でもやっておりますので、ただ、議員にお言葉を返して恐縮なんですけど、先ほども申しました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中の、議員の方が御存じだと思うんですけど、勧告についても、その業務のいろんな関係についても19条の4、それから19条の5の中では、きちっと一般廃棄物と産業廃棄物の担当部署の権限を定めた条項が書いてございます。ただ、今おっしゃったように、権限がないものにつきましても、愛西市がよくなるということであれば、その辺は県の方

にも一遍協議をした上で工夫をしてみたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○3番（吉川三津子君）

愛西市の役割は、産業廃棄物処理施設に勧告書を出せとか、そういった役割ではなくて、この地域にこういった問題があるから、県と一緒に解決してほしいという役割なので、その辺は、もちろん法律がありますので、権限の範囲がありますので、その範囲内で県と協力してやっていただきたいということでもありますので、よろしく願いいたします。

それから、まだ本当はこの農地法の関係で聞きたいことが山ほどあるんですけども、問題提起だけさせていただきますけれども、仮登記の問題がこの農地の中ではあります。こういった仮登記の問題も素早く法務局から情報をいただくような仕組みが、国からつくれというようなことにもなっていると思いますので、そういった面についてもしっかりと見ていていただいて、悪質な方に農地が渡らないような注意をぜひしていただきたいというふうに思います。

それから次に、防災の問題について数点お聞きしたいと思います。

なかなかイメージ的に目で見たとような、そんなイメージはなかなか難しいというお話だったんですけども、私は今東北地震の映像を皆さんが見られて、すごい勢いでこの地域に水が押し寄せてくるんじゃないかとか、そんなイメージをお持ちの方が大変多いと思います。津波も来るんじゃないかとか。

じゃあ、木曾川が切れたら、大体何時間ぐらいで自分のところに到達するんだとか、時間的な余裕がどれぐらいあるのかとか。私もこの地形から見て、この愛西市はおかげさまで田んぼがたくさんありますので、そこでため池の役割をしてくれながら民家に近づいてくるということで、それほど、堤防の近くは勢いよく来て家が壊れるということもあり得ますけれども、それほど勢いよく来ることはないであろうと私は思っているわけなんです。これも私の想定なので想定以上のことが起きるかもしれないんですけども、その辺、やはり個々の方がイメージが持てるような市としての啓発活動がとても大切ではないかなということで、先ほどの質問をさせていただいたわけなんです。

その辺については、一つ提案したいのは、私、海部事務所によく行くんですが、1階にとってもいいモデルというか、佐屋地区がすごく低くて、この地域の模型図があるんです。ああいったものを庁舎ができたときに、やはりそういったものを置いていただいて、イメージ的にこの地域がどんなふうになるかという、あんなに大きくななくてもいいですから、小さなものをちょっと置いていただくようなことはできないのかなということと、それからこの市内にゼロメートルはここだよというような、公共施設でいいので、やっぱりポイントを記す。欲を言えば、大潮と満潮のとき、それより1.2メートル高くなるわけです。ですから、そういった印を、市内の公共施設だけでいいですので、そういったポイントをつけていただきながら、もう少し私たちが防災に対して関心が持てるような工夫をしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

### ○総務部長（石原 光君）

非常にいい、個人的にですけれども、提案をいただいたと。模型図の関係についても、これは庁舎ができた暁には、そういったものもその玄関に置いて見ていただくというのも一つのアイデアではないかなあと。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、この地域というのはゼロメートル地帯でもありますし、地盤沈下が発生するところでもありますし、昔から先人たちが本当に川との闘いを積んできょう現在があるということを申し上げました。確かにその模型的なものも、私も再度海部事務所へ行って見てきたいというふうに思っていますし、今後、新しい庁舎の中で、そういったものがスペースの中で確保できれば非常にいいことだなあというふうに思っております。

それから表示なんですけれども、議員も御承知のように立田村、これは私もよく覚えているんですけれども、今ちょうど南側にポプラの木がありますけれども、そこに伊勢湾台風の水位がここまでありましたよという表示があります。それと、この佐屋庁舎の西玄関、ちょうど出たところに海拔何メートルという表示があります。やはりこれは訪れた方々に、あの当時はこういったような水害の水位であったし、こういったような標高ですよということも知っていただく一つの啓発の手段ではないかなあと。現時点でもありますので、そのようなことも再度、現状どれぐらいあるのかということも、僕自身もちょっとすべて掌握していないのでなんですけれども、一遍そういった表示がどこにあって、どういった表示がしてあるのかということについては、一度検証したいと思っています。

それからもう1点、視覚的想定ということをおっしゃいましたけど、やはり今回の見直しについては、イメージはそのとおりです。私もテレビを見て、これは大変だなあと、津波の被害の大きさというのは十分イメージ的には持っています。ですけれども、今回のその地域防災計画の見直しというのは、視覚だけでは違う、地学の部分もあり、科学の部分もありますので、いろんなその複合的な分野からのその見直しが図られるというふうに思っておりますので、そういった御理解もいただきたいと思います。

### ○3番（吉川三津子君）

あと、愛西市のハザードマップが私はあまり納得がいなくて、これは国交省の資料だというお話だったんですけれども、この佐屋地区というのは相当地盤が低いので、本来ならば木曾川が切れても一番浸水するんじゃないかなと思うんですけれども、そういった結果が出ていないわけです。

この間、課長にもちょっとお話をしたんですけれども、木曾川の河川事務所のシミュレーションは、森川の1号線近くで木曾川が破堤すると、3時間後には西保町は二、三メートルぐらい、12時間後には佐屋地区一帯が二、三メートルの状況になってしまうというようなデータが出てきているわけなんです。それについては、もう一度国交省の方に確認していただくということで課長にお願いしてあるので、きょうは答弁を求めませんが、私は木曾川の堤防整備について、平成20年に国会の中で岡本議員が質問されているんです。弥富の1号線付近が堤防が低くて、潮位が上がったり何かすると大変危険だということで整備をとということで提案していらっしやったんですけど、それが整備計画には入れないということで、予定に入っていない

いということ为先日知ったわけなんですね。

そういった状況で、弥富地域のあそこが切れた場合、私は佐屋の方に相当影響があるんじゃないかということ、そういったシミュレーションを見ながら大変心配をしているわけなんですけれども、それはそれとして、またぜひ調査をしていただきたいと思いますが、この愛西市の木曾川の堤防の整備も平成20年3月の国交省の整備計画の中で、塩田まで高い水位になるから、それに対する整備の計画とか、堤防の整備の計画とか、水がしみ出てきている対策とか、そういった計画の中に森川から塩田の辺まで含まれているわけなんですけど、これを早急に実現していかなければならないと思っておりますが、まだすべてがやられているわけではないと思います。これについて市としてどのような要望をしていくのか、手段等があればお聞かせをいただきたいと思っております。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

木曾川の改修の関係でございますが、定期的に木曾川下流河川事務所と事業調整会議というのを持っております。その会議の中で、市として少しでも早く改修箇所については、堤防が低いところについては改修をしていただくようにということで話をさせていただいておりますし、先ほど大島議員のところでも答弁させていただきましたが、ことし森川のところと、それから塩田のところについて、堤防の盛り土改修ということで施工していただく計画があるということで聞いておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○3番（吉川三津子君）

また、それはぜひお願いしたいと思っておりますが、今回の議会の中でも、お年寄りの人口がふえて、これから介護とか医療の充実が必要だとか、そういったお話も一般質問の中で出てきました。今、この愛西市は、行財政改革を積極的に進めているわけです。その限られた財源の中で、全部この防災に費用をかければ、何だってできるかもしれません。でも、それを全部かけて、それが市民の皆様の幸せにつながるかということ、そうではないわけで、この限られた財源をいかに有効に使うかということが大変私はネックであろうというふうに思っております。

この地域でいろんな施設の計画がされているわけなんですけど、先ほど申しましたように、今、香取市で液状化とか、そういったものの被害で公共施設の修理だけで200億円かかるというような試算が出てきています。そういった中で、施設に優先的にかけていくことが、この液状化の問題を持っている地域で本当にいいのだろうかという私は疑問を持っています。まずは、この人の命、自分たちが自分の命を守るというところを最優先に取り組んでいただきたいということ、それからこの液状化については、千葉県が今積極的に調査をしておりますので、この液状化対策についても、国交省もこれは7月からいろんな会議を持っていくというふう聞いておりますが、そういった情報収集をしながら、限られた財源を有効に使う。先走ってつくって何のためにもならなかったということになってはいけませんので、とりあえずこういった液状化に関する情報を、香取市は利根川の流域でありますので、同じように利根川の堆積物でできている砂の地域ですので、そういったところの状況とかもしかりつかんでいただいて、それから計画の見直し等をしていただくべきではないかと思っておりますが、そういった調査活動をするつ

もりがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

液状化の問題でありますけれども、香取市の関係については、一度研究をさせていただきたいなというふうに思っております。

また、国の方もこの液状化対策について動きかけたというお話がありましたけれども、一遍そんなような情報を収集したいというふうに思っております。

○3番（吉川三津子君）

ぜひお願いしたいと思います。海部事務所の模型図には、地下がどこまで砂なのか、そういったものも全部書かれています。砂のところでは基礎がなければ、幾ら長いくいを打っても何ら意味がないのが液状化現象でありますので、そういったことも踏まえて、この公共施設をどう整備していくのかということもしっかりと研究していただいて、市民の税金を有効に使っていただきたいというふうに思っております。

それから、あと水とか情報の問題は、ほかの方が質問されましたので、ちょっとトイレの問題を取り上げさせていただきたいんですけれども、私は何度もこういった災害に備えて合併浄化槽の世帯を残すべきということをずうっと議員になる前から訴えてきました。同じ手法で、こういったトイレが整備されると、どこかがだめになったらすべてがだめになる、そういったものであります。そういった面で、今、残念ながら、先走ってと私は悪い言葉で言いますが、下水道計画のパブコメがホームページで今募集されているわけですが、しっかりと下水に対して、これからまだ情報が集まってきます。液状化に対しても、津島市では工事の手法を考え直すというような答弁も先日あったわけなんですけれども、しっかりとこの下水道問題についても、この震災を踏まえて計画を見直すべきだと思いますけれども、その点については、震災と下水についてどうお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○上下水道部長（大島静雄君）

前に大島一郎議員にも少しお話しした経緯がございますけれども、管路施設につきましては、いろんな工法を取り入れていくよということがございます。

それから耐震指針では、砂、碎石ともにしっかりと締め固めを行うことで管路施設の液状化対策となっております。

新潟県の中越地震後に、マンホール浮上防止の液状化対策が検討されておまして、下水道施設、地震対策指針と解説が改定されております。本市も平成20年度から液状化対策に取り組み、下水道管を塩ビ管からリブ管に変更し、管周り及びマンホール周りを碎石で埋め戻すことにより浮上防止がなされているところでございます。

しかしながら、この大震災級は想定してございません。今後は、国交省、関係機関に新たな設計基準が示されるということを思っております。それにつきまして、愛知県、市町村も準ずることになると思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

○3番（吉川三津子君）

何度もこの問題は取り上げてきて平行線なんですけれども、ぜひとも、この今回の震災でい

かにトイレに困ったか。私は浦安の中で公園の真ん中に簡易トイレが設置され、簡易トイレといっても袋式のトイレなんですけれども、とても女性は入るのが本当にどきどきするようなトイレでした。そういったことで、もう一度そういった現状も調べて、計画の見直しをしないとという前提ではなく、柔軟にぜひ考えていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

それから、最後に農業集落排水の余剰金の扱いについてですが、この余剰金については先ほど答弁いただけなかったんですけれども、消費税の問題があつて、組合の方が管理すると消費税がかかってくるから市が預かるといったことがスタートだったと思います。この余剰金については、各組合が修理のときに急にお金がたくさんかかって徴収されても困るからということで貯金的な役割を私は果たしてきたと思うんです。それを不公平に扱ってはいけないというふうに思いますが、この間の立田の協議会の中では、お金のないところについては修理は市の費用で、この余剰金が残っているところは、この余剰金で修理をするといったような、これは私はとても不公平、先を心配して高いお金を払ってためたところはそのお金で修理をされるというような、この税金の公平性からして大変問題があるのではないかなというふうに思っております。

立田地区については、皆さんどう思いなのか、まだ確認はしておりませんが、これから佐屋地区等とも統合されていく中、この余剰金の扱いについては、先日も私、協議会の中で申し上げましたが、しっかりとこの要綱をつくって、どういったものに使っていくのか、そしてこの統合するに当たってはどのような取り扱いをするのかといった要綱を定めるべきだと思いますが、その辺の準備についてはされているのか、お伺いをいたします。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

1点だけ申し上げますけれども、先ほど議員が消費税と言われましたけれども、この件につきましては法人税の関係でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、余剰金の使い方についての要綱をということでございますけれども、これについては、余剰金といいますのは各施設の使用料金の残金でございます。旧町村ごとに使用料金の算定がまちまちでございまして、ある町では接続期限の3年間の補助金だけで、あとは一切町から補助金が出ていないというところもございます。ある程度機器の修繕等を見込んで使用料金を設定しているところ、また村全体、2村ございますが、集排で整備するというところで最低限の機器の修繕等を見込んで、後の不足分は村から補てんするという考えで使用料金を設定しているところもございます。

したがいまして、将来の利用料金統一に向けて、これを是正していくということで、第1段階としまして、平成21年度に八開地区の料金の値上げをいたしました。第2弾としまして、現在、平成24年4月を目標に、佐屋地区、立田地区の料金の統一と、管理組合方式から市へと進めていますが、まだまだ使用料金の算定根拠、また設定まで統一に至っておりませんので、今、要綱等をつくっても、各地区ごとの要綱になってしまいますので、今後、全地区の料金統一に向けて、同時に余剰金等、ほかの基金も含めまして全地区一地区として統一した要綱等をつくっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大宮吉満君）

3番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月22日午前10時より再開をしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時32分 散会